

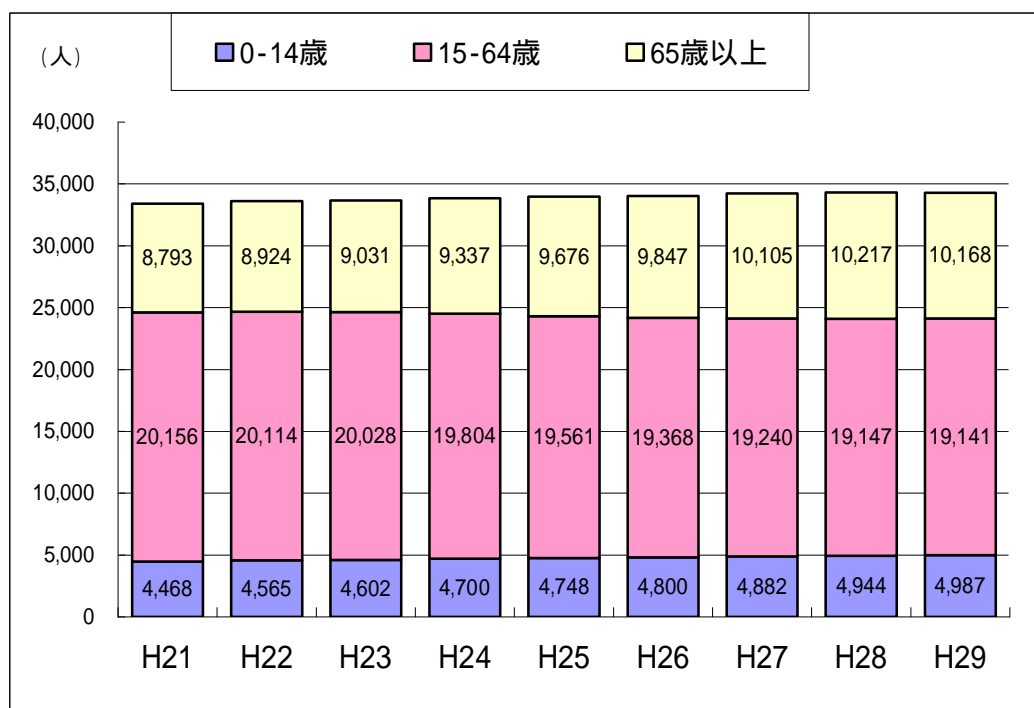
第2章

障害者（児）の現状と課題

1 人口の状況

本町の総人口は、平成23年10月1日現在で33,661人、65歳以上人口は9,031人となっており、総人口及び高齢者人口とも増加しています。

【平成21年から平成29年の人口の推移】



(単位：人)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
65歳上	8,793	8,924	9,031	9,337	9,676	9,847	10,105	10,217	10,168
15～64歳	20,156	20,114	20,028	19,804	19,561	19,368	19,240	19,147	19,141
0～14歳	4,468	4,565	4,602	4,700	4,748	4,800	4,882	4,944	4,987
総人口	33,417	33,603	33,661	33,841	33,985	34,015	34,227	34,308	34,296

総人口：住民基本台帳（各年10月1日現在）平成23年のみ7月1日としています。

人口推計はコーホート変化率法により推計しています。

推計値については小数点第1位を四捨五入しています。

2 障害者数の推移

町の障害者数（平成23年4月1日現在 各手帳所持者数）は全体で1,145人、その内訳は身体障害者が912人、知的障害者が108人、精神障害者が125人、自立支援医療費制度（精神通院医療）の利用者は272人（平成23年6月末現在）となっています。

総人口に占める障害のある人の割合をみると、身体障害者は2.71%、知的障害者は0.32%、精神障害者は0.37%、全体で3.40%となっています。

各障害とも年々若干の増減があるものの、総人口に占める割合はほぼ横ばいで推移しています。

町の障害者数

（単位：人）

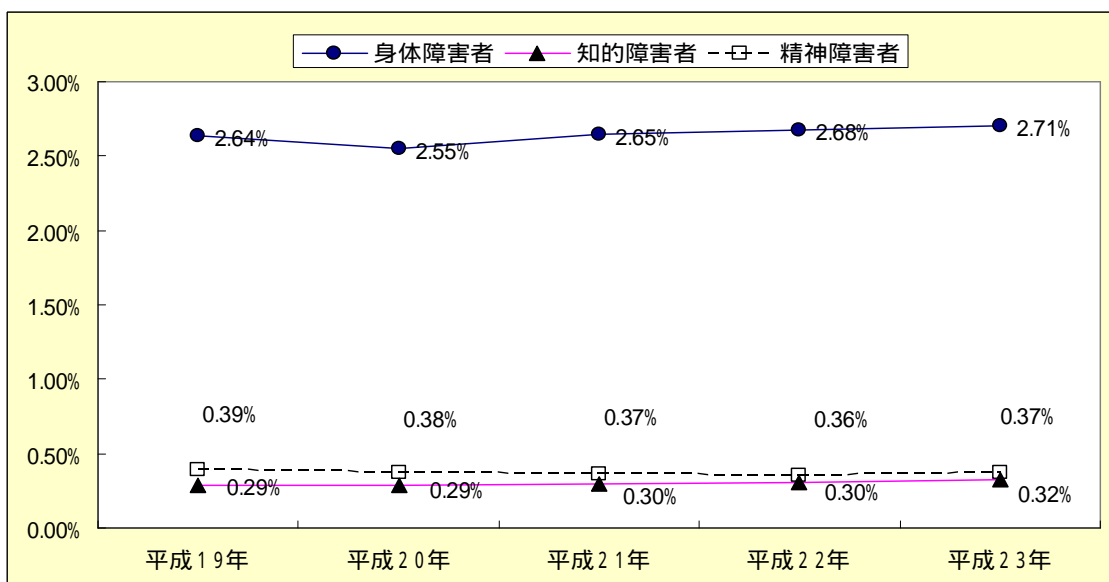
区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総人口	31,919	33,241	31,711	31,919	33,241
身体障害者	842	848	881	897	912
内18歳未満	16	13	14	16	15
知的障害者	91	96	100	102	108
内18歳未満	21	17	19	21	27
精神障害者	124	125	122	119	125

総人口：住民基本台帳（各年4月1日現在）

身体・知的：葉山町障害者台帳（各年4月1日現在）

精神：神奈川県精神保健センター「精神保健福祉の現状」（各年3月31日現在）

総人口に占める障害のある人の割合の推移

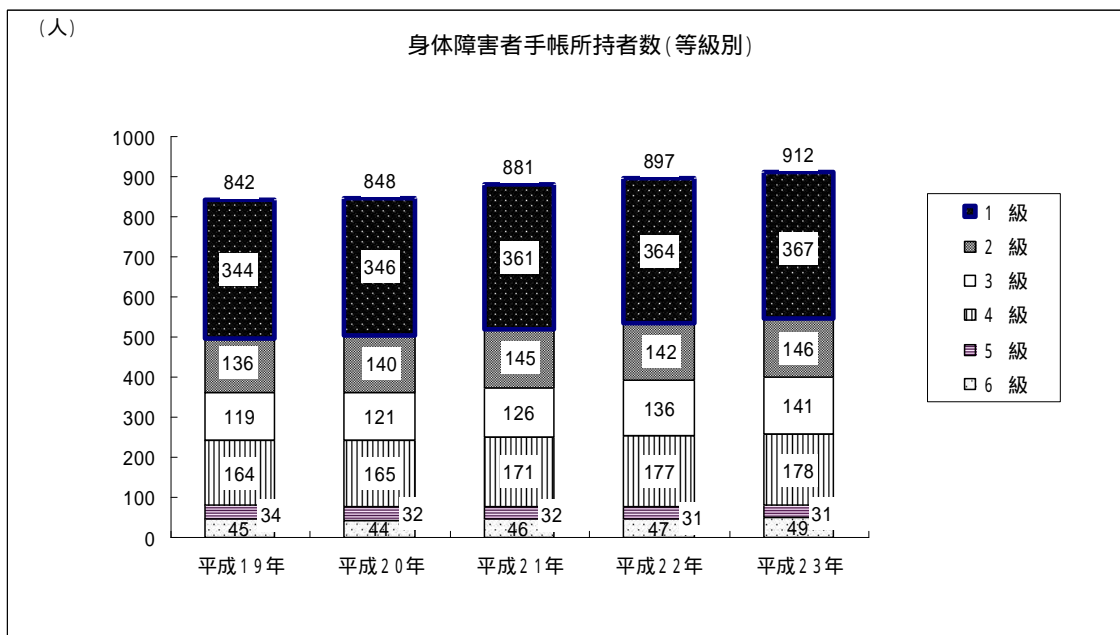


各年4月1日現在

3 身体障害者

平成23年4月1日現在における身体障害の種類別の状況は、肢体不自由が474人（全体の52%）と最も多く、次いで内部障害318人（同35%）、聴覚障害74人（同8%）、視覚障害44人（同5%）の順となっています。

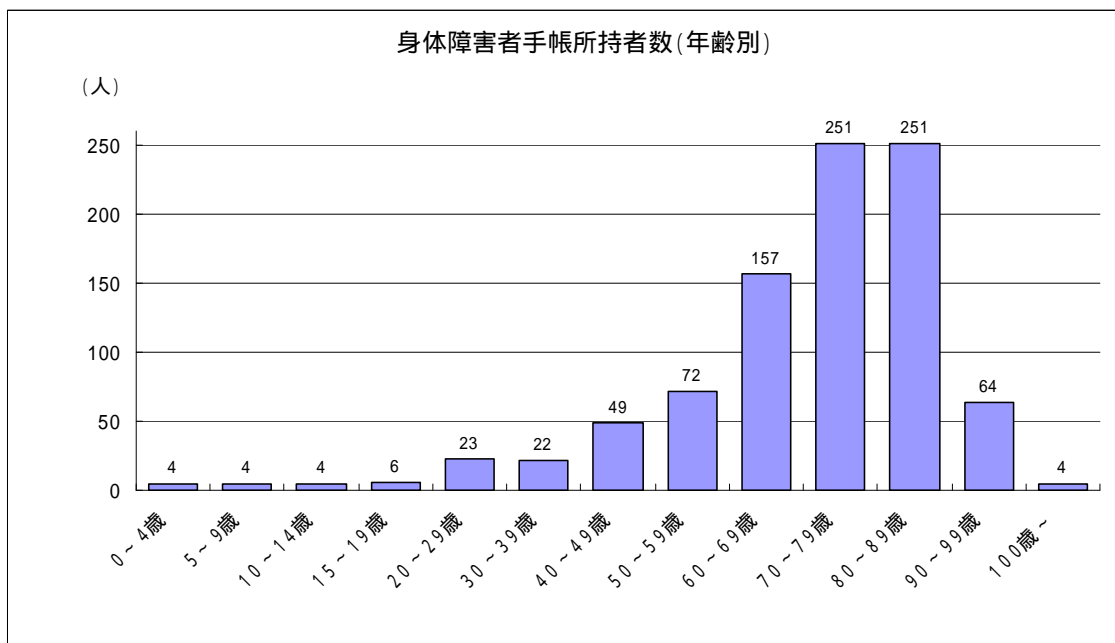
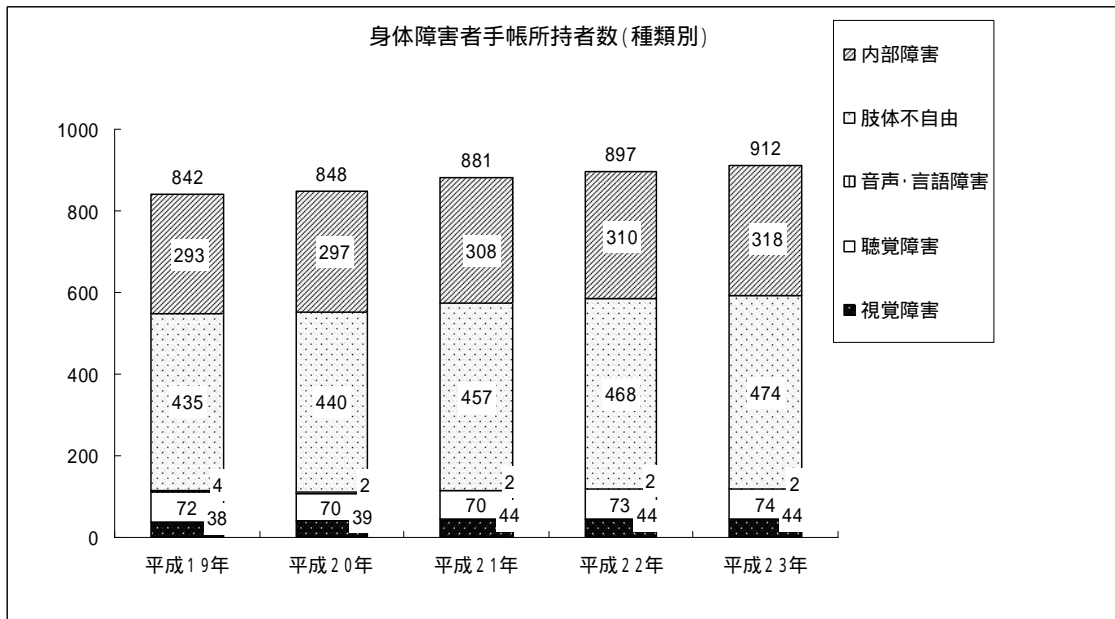
平成19年の状況と比較すると、障害種類別では音声・言語障害は減少していますが、内部障害と身体障害は増加しています。また、障害程度別では1級の占める割合が増加しています。



(単位：人)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
1級	344	346	361	364	367
2級	136	140	145	142	146
3級	119	121	126	136	141
4級	164	165	171	177	178
5級	34	32	32	31	31
6級	45	44	46	47	49
合計	842	848	881	897	912

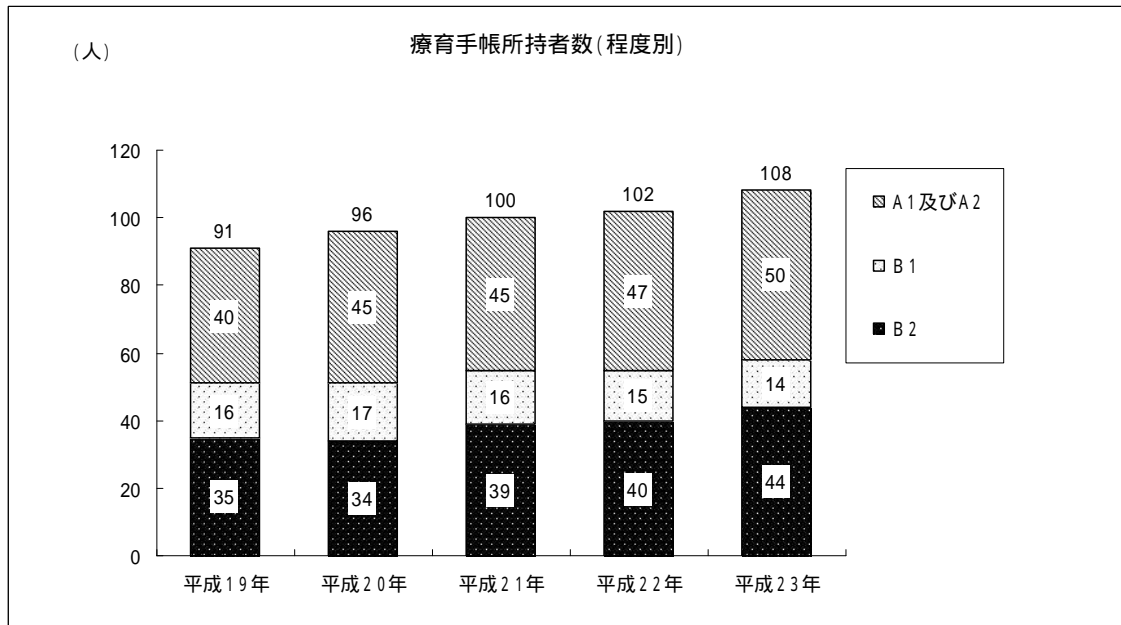
葉山町障害者台帳（各年4月1日現在）



4 知的障害者

平成23年4月1日現在における知的障害の程度別の状況は、A1及びA2が50人（全体の46%）、B1が14人（同13%）、B2が44人（同41%）となっています。

平成19年の状況と比較すると、全体としてほぼ横ばいの状態が続いています。

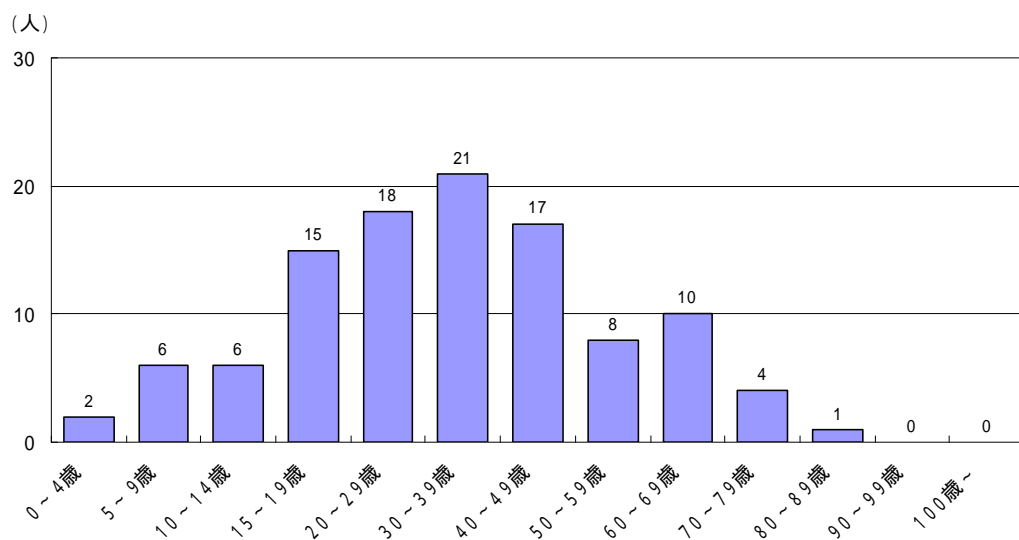


(単位：人)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
A1・A2	40	45	45	47	50
B1	16	17	16	15	14
B2	35	34	39	40	44
合計	91	96	100	102	108

葉山町障害者台帳（各年4月1日現在）

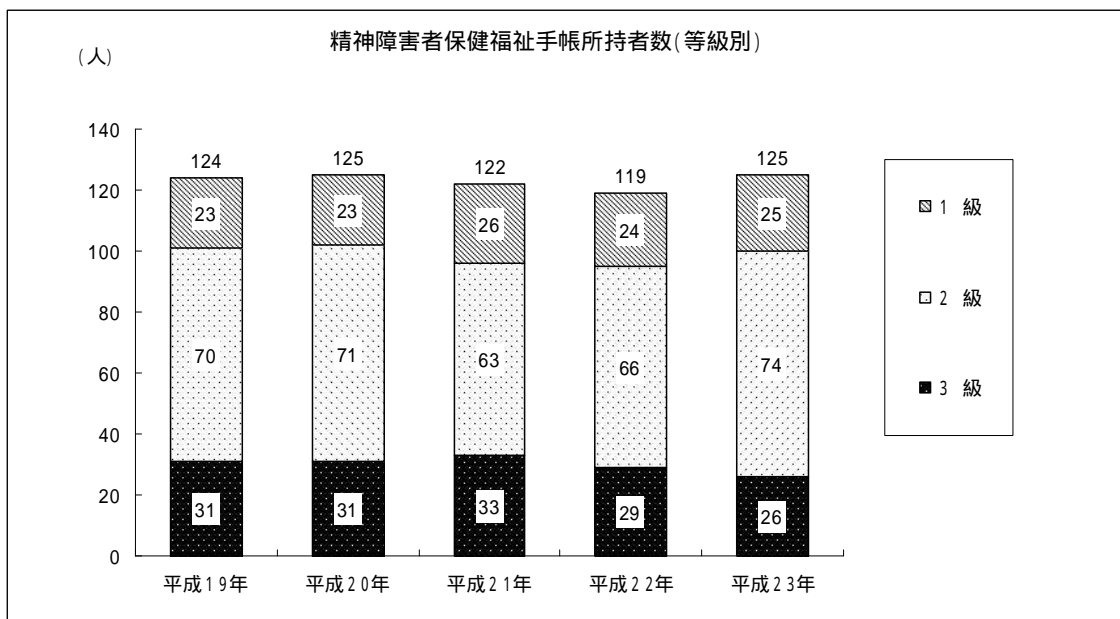
療育手帳所持者数(年齢別)



5 精神障害者

平成23年5月末現在における精神障害者保健福祉手帳所持者の取得状況は、1級が25人（手帳所持者数合計の20%）、2級が74人（同59%）、3級が26人（同21%）となっています。平成19年の状況と比較すると、全体としてほぼ横ばいの状態が続いています。一方、自立支援医療費制度（精神通院医療）の利用者数は、平成23年は272人で、平成19年と比較すると、全体的に著しい増加傾向がみられます。

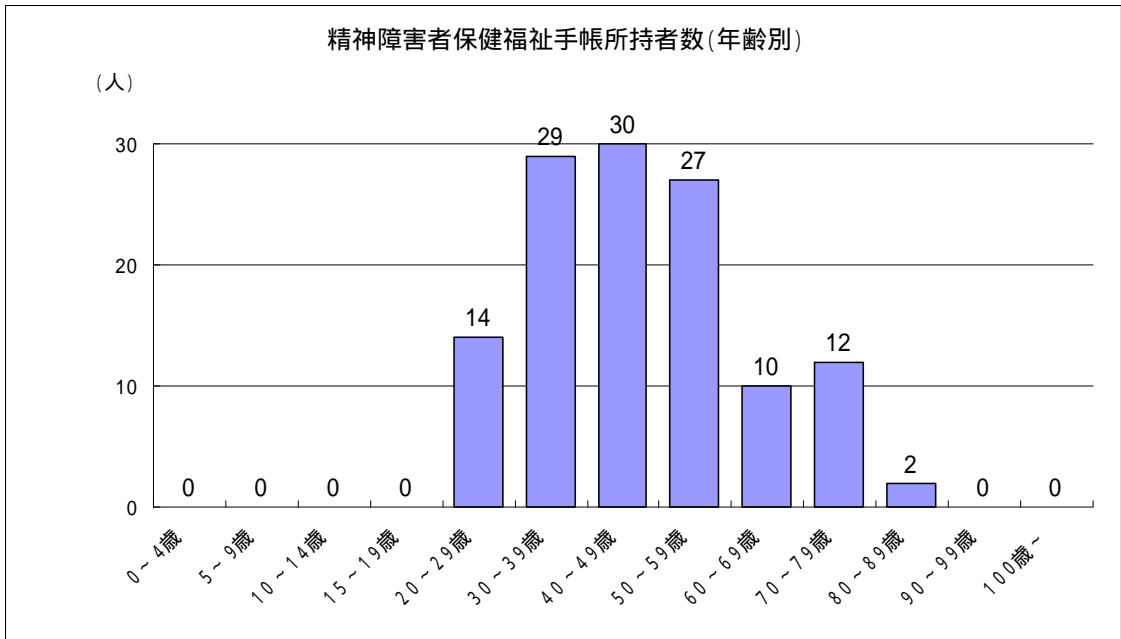
なお、葉山町で把握する障害者数は上記のとおりですが、国の統計調査では精神障害者の手帳取得率が全体の約2割程度と言われており、手帳の取得や自立支援医療制度の利用に至っていない人への対応も、この障害における課題といえます。



(単位：人)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
1級	23	23	26	24	25
2級	70	71	63	66	74
3級	31	31	33	29	26
合計	124	125	122	119	125

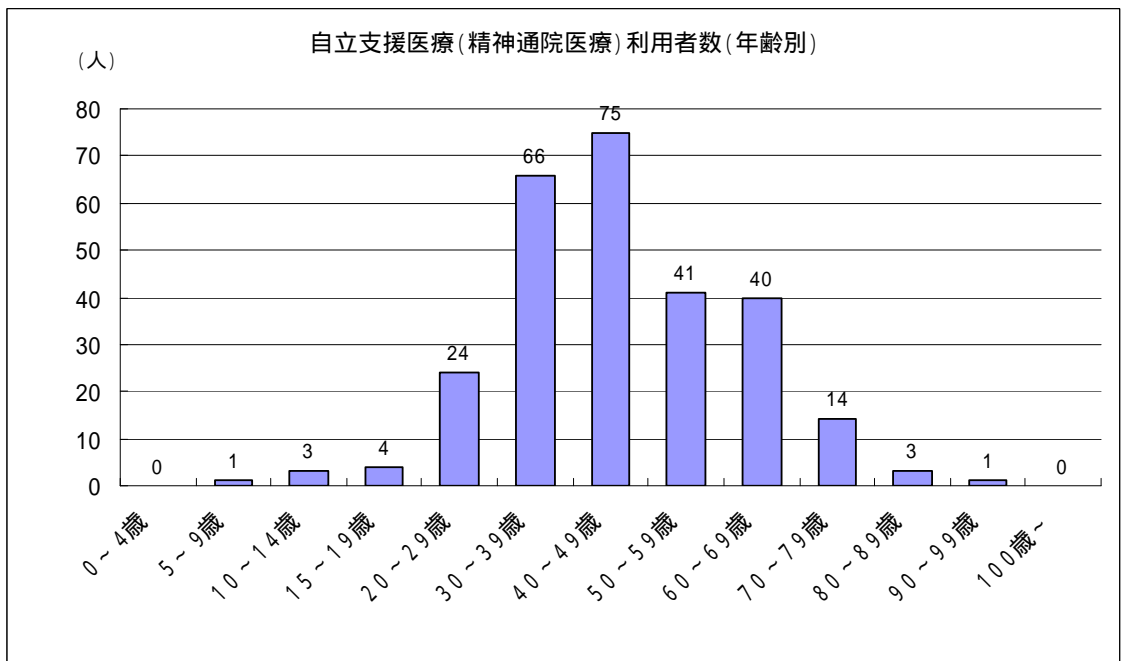
葉山町障害者台帳（各年4月1日現在）



(単位：人)

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
自立支援医療費制度(精神通院医療)利用者数	244	243	260	272	272

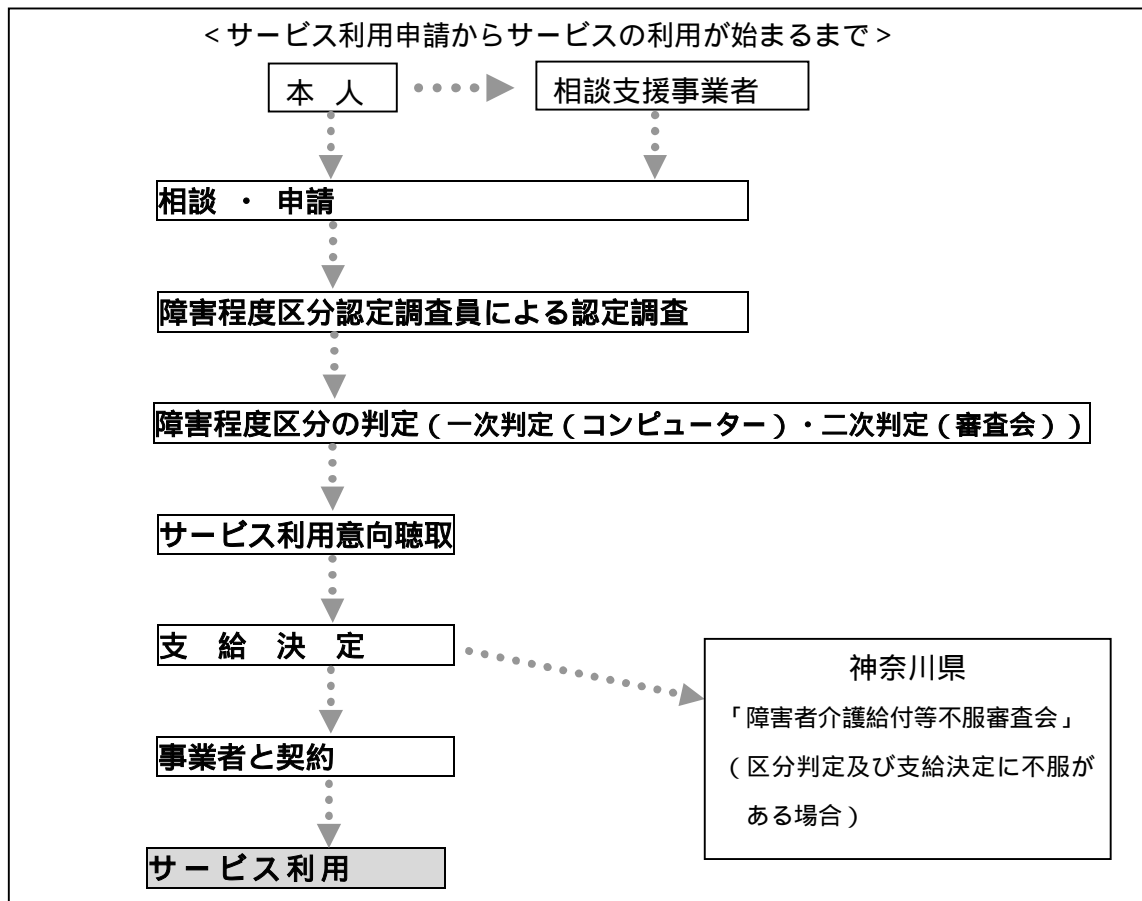
神奈川県精神保健センター「精神保健福祉の現状」(各年3月31日現在)
 平成23年は6月末現在



6 障害福祉サービス等の利用状況

(1) サービス利用のしくみ

障害者自立支援制度では、サービスを利用するために、障害者の心身の状態を表す「障害程度区分」を判定します。次に、「障害程度区分」に応じて希望のサービスや介護を必要とする程度、生活環境などを考慮して、利用するサービスの種類や量を市町村が決定（支給決定）します。



サービスの利用対象者

身体障害児者	身体障害者手帳を有する方
知的障害児者	療育手帳を有する方、もしくはこれに準ずる方 (18歳以上の方は知的障害者更生相談所、18歳未満の方は児童相談所の意見が必要)
精神障害者 (右のいずれかを有する人)	精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療(精神)受給者証 医師の診断書 精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類

(2) 支給決定の状況

障害程度区分

障害者自立支援法が周知されたことに伴い障害福祉サービスの利用者が増えています。

(単位：人)

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
区分なし	9	11	17	25	74
区分 1	6	6	5	3	5
区分 2	16	15	17	29	13
区分 3	23	22	26	20	22
区分 4	15	18	18	20	17
区分 5	7	9	7	9	11
区分 6	6	6	8	11	12
合 計	82	87	98	108	154

葉山町福祉障害者台帳（各年3月31日現在）

障害種別の支給決定

(単位：人)

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
身体障害者	19	21	25	23	27
知的障害者	53	54	55	58	59
精神障害者	4	5	9	11	30
障害児	6	7	9	16	38
合 計	82	87	98	108	154

葉山町福祉障害者台帳（各年3月31日現在）

(3) 各種サービスの利用状況

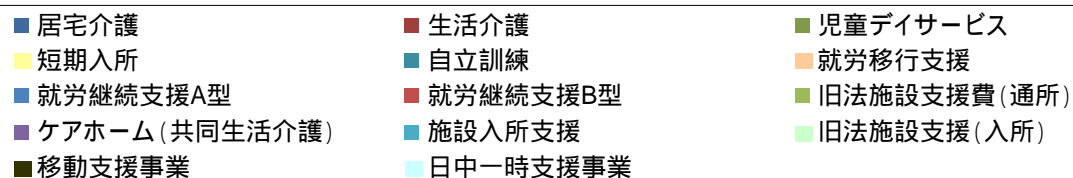
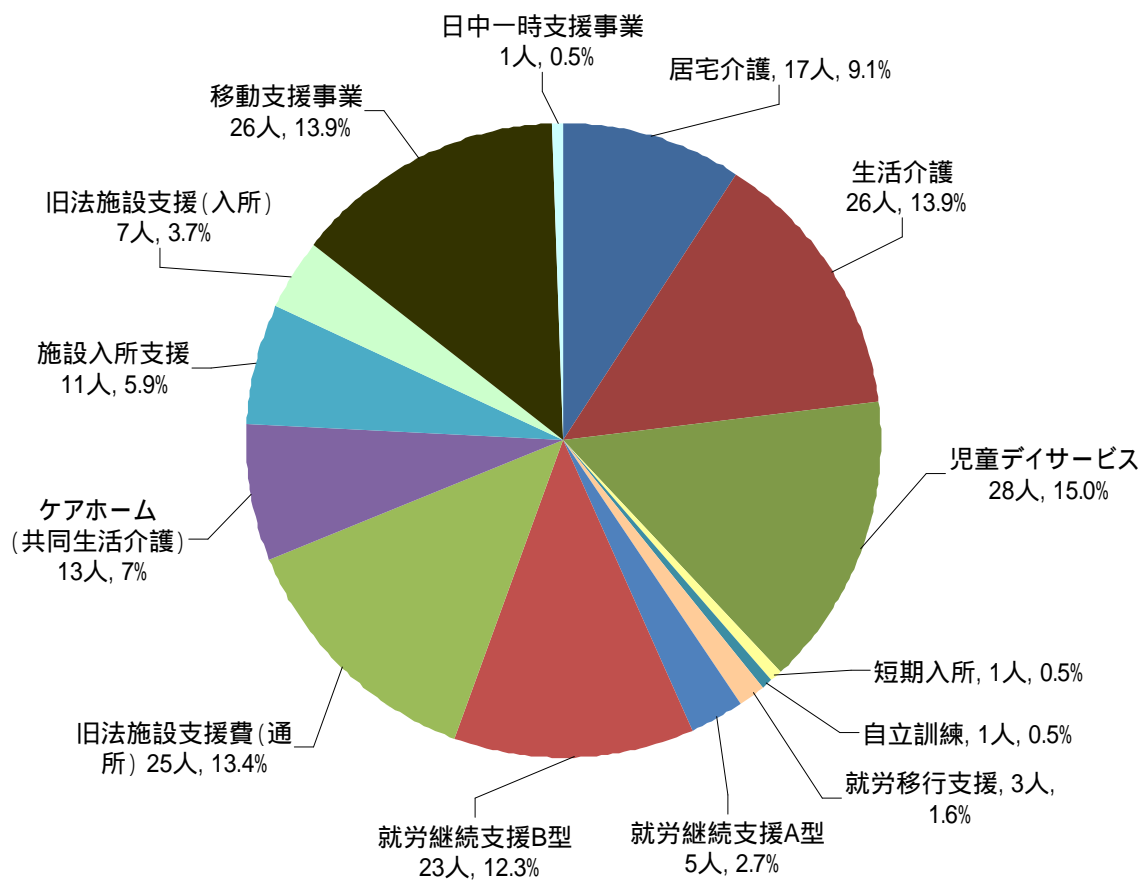
自立支援給付

介護給付・訓練等給付サービスの利用実績は、以下のとおりです。

(平成23年3月提供・4月審査分)

サービス種類	支給決定者数	利用者数	利用回数
訪問系サービス	38人	17人	502.5時間
居宅介護	38人	17人	502.5時間
うち身体介護中心	15人	11人	391.0時間
うち通院介助中心(身体あり)	3人	1人	7.5時間
うち家事援助中心	16人	7人	86.0時間
うち通院介助中心(身体なし)	4人	2人	18.0時間
うち通院等乗降介助	0人	0人	0回
重度訪問介護	0人	0人	0時間
行動援護	0人	0人	0時間
重度障害者等包括支援	0人	0人	
日中活動系サービス	96人	86人	993人日
生活介護	26人	26人	444人日
自立訓練(機能訓練)	1人	1人	10人日
自立訓練(生活訓練)	0人	0人	0人日
宿泊型自立訓練	0人	0人	0人日
就労移行支援	3人	3人	57人日
就労移行支援(養成施設)	0人	0人	0人日
就労継続支援(A型)	7人	5人	79人日
就労継続支援(B型)	29人	23人	301人日
児童デイサービス	30人	28人	102人日
短期入所	27人	1人	2人日
療養介護	0人	0人	0日
居住系サービス	15人	13人	320日
共同生活介護	15人	13人	320日
共同生活援助	0人	0人	0日
施設入所支援	12人	11人	309日
旧法施設支援費(入所)	11人	7人	217日
旧身障入所更生施設	2人	1人	31日
旧身障入所療養施設	1人	1人	31日
旧身障入所授産施設	0人	0人	0日
旧知的入所更生施設	7人	4人	124日
旧知的入所授産施設	1人	1人	31日
旧知的通勤寮	0人	0人	0日
旧法施設支援費(通所)	32人	25人	466人日
旧身障通所更生施設	0人	0人	0人日
旧身障通所療養施設	0人	0人	0人日
旧身障通所授産施設	0人	0人	0人日
旧知的通所更生施設	3人	0人	0人日
旧知的通所授産施設	29人	25人	466人日
小計(新体系サービス)	188人	128人	
小計(旧体系サービス)	43人	32人	
サービス利用計画作成費	0人	0人	
総計	231人	160人	

平成22年度障害福祉サービス等利用者構成



自立支援医療

自立支援医療の利用実績は、以下のとおりです。(平成22年度年間利用分)

サービス種類	サービス内容	利用者数
自立支援医療	身体に障害のある人の障害の程度を軽くするための治療や精神疾病をお持ちの方が通院するための医療費を助成します。 利用にあたっては、事前申請により医療サービスの必要性の認定を受けて、医療サービスを受けることができます。	
更生医療		6人/年
育成医療		5人/年
精神通院医療		272人/年

補装具費の支給

補装具費の支給実績は、以下のとおりです。(平成22年度年間利用分)

サービス種類	サービス内容	利用者数
補装具費支給	障害者(児)の失われた部位や障害のある部位を補い、日常生活を容易にするための補装具の購入費又は修理費を支給します。	63人/年 (購入33人) (修理30人)

<対象となる補装具>

視覚障害児者	盲人安全杖・義眼・眼鏡
聴覚障害児者	補聴器
音声・言語機能障害児者	重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由児者	義手・義足・装具・車椅子・電動車椅子・歩行器・座位保持装置・歩行補助杖(T字杖を除く)
肢体不自由児	座位保持椅子・起立保持具・排便補助具・頭部保持具
呼吸器・心臓機能障害者	車椅子

地域生活支援事業

地域生活支援事業の利用実績は、以下のとおりです。

(移動支援は平成23年3月提供・4月審査分、その他は平成22年度年間利用分)

サービス種類	利用者数	利用回数
障害者相談支援事業		
支援センター 〆		延567人/年
地域生活サポートセンターとらいむ		延319人/年
コミュニケーション支援事業		
手話通訳者派遣(聴障者、団体、行政等)	10人	56回/年
手話通訳者設置(聴障者、健聴者等)	4人	30人/年
日常生活用具給付事業	109人	533件/年
移動支援事業	26人	263時間/月
地域活動支援センター事業	とらいむ14人 トントン17人	延352人/年 延234人/年
日中一時支援事業	1人	17.75日/年

その他の福祉サービス

障害者自立支援法とは別に町が独自に実施するサービスの利用実績は、以下のとおりです。
(平成22年度年間利用分)

サービス種類	サービス内容	利用者数	利用回数
雇用報奨金支給事業	障害のある人を雇用する事業者に雇用報奨金を支給します。	5人	5事業所
訪問入浴サービス	自宅での入浴が困難な重度障害者に入浴車が訪問し、入浴サービスを行います。	1人	36回/年(月4回)
ふとん乾燥サービス	在宅の重度障害者にふとん乾燥車が訪問し、ふとん乾燥サービスを行います。	事業廃止	
送迎サービス	移動が困難な重度障害者にハンディキャブにより送迎を支援します。	一般 87人 要援護 35人	376回/年 154回/年
住宅設備改良費補助事業 国・県補助あり	重度障害者の在宅生活を支援するため、住宅改良費用を助成します。	4人	屋内手摺設置工事 屋内手摺設置 段差解消 ドア取替え工事 エレベーター改修 環境制御装置設置
重度障害者燃料費助成事業	重度障害者の社会参加促進を図るため、燃料費の助成又はタクシー券を交付します。	76人	10 / 月
タクシー券助成事業		368人	24枚/年 (1回600円)
施設入所・通所移送費助成事業	経済的負担軽減を図るため、障害者施設の入所・通所に係る交通費を助成します。	61人	(自宅～施設)
重度障害者医療助成事業	経済的負担軽減を図るため、重度障害者の医療費(自己負担分)を助成します。	560人	・ 重度 ・ 中度 ・ 軽度

7 アンケート調査結果の概要（障害のある人・一般町民）

計画策定にあたり、身体障害者、知的障害者、精神障害者の生活実態やニーズ等を把握することを目的に、「葉山町障害福祉に関するアンケート調査」を実施しました。その主な結果は以下のとおりです。

調査の概要

(1) 調査対象

障害のある人

町内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方及び精神障害者自立支援医療の受給者の方
一般町民

町内在住の18歳以上の町民から無作為に抽出した300人

(2) 調査期間

平成20年8月15日（金）～8月29日（金）

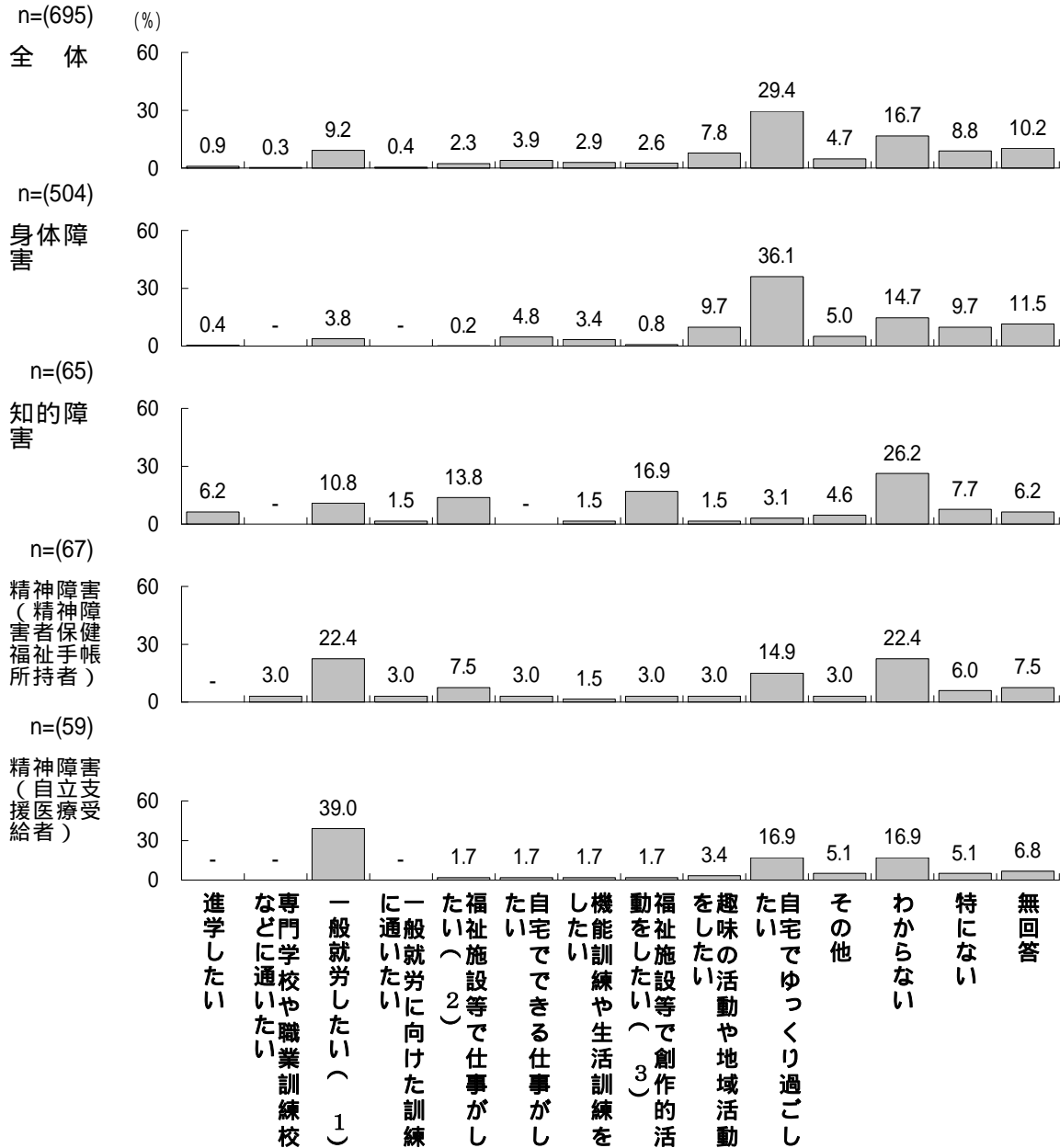
(2) 発送・回収数

	発送数	有効回収	回収率
全 体	1,517	838	55.2%
身体障害者手帳の所持者	857	504	58.8%
療育手帳の所持者	110	65	59.0%
精神障害者保健福祉手帳の所持者	115	67	58.3%
自立支援医療の受給者 (精神障害者保健福祉手帳所持者は 除く)	135	59	43.7%
一般町民	300	143	47.7%

障害のある人の調査結果概要

日常生活について

(1) 5年後に希望する過ごし方



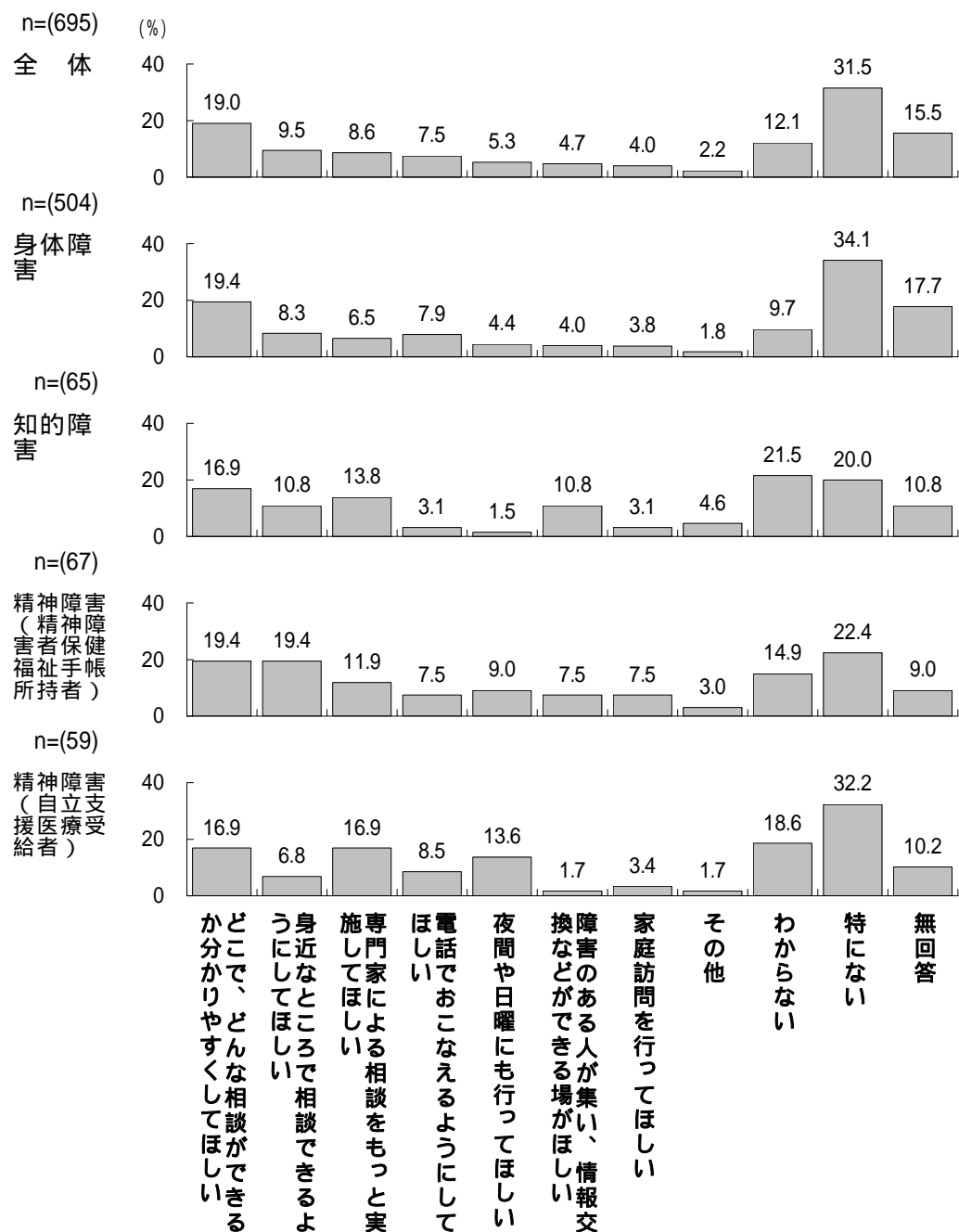
1 「一般就労」は、企業や自営業等で働くことです。(起業含む)

2 「福祉施設等」は、授産施設や作業所などの施設で作業を行い工賃を受けることです。

3 「創作的活動」とは、作業所等で楽しみながら行う活動などです。

5年後に希望する過ごし方としては、身体障害では「自宅ですっきり過ごしたい」が36.1%で最も多く、それ以外の項目では1割未満となっています。知的障害では、「福祉施設等で創作的活動をしたい」が16.9%で最も多く、「福祉施設等で仕事したい」、「一般就労したい」が1割台で続いています。精神障害では「一般就労したい」が最も多くなっています。

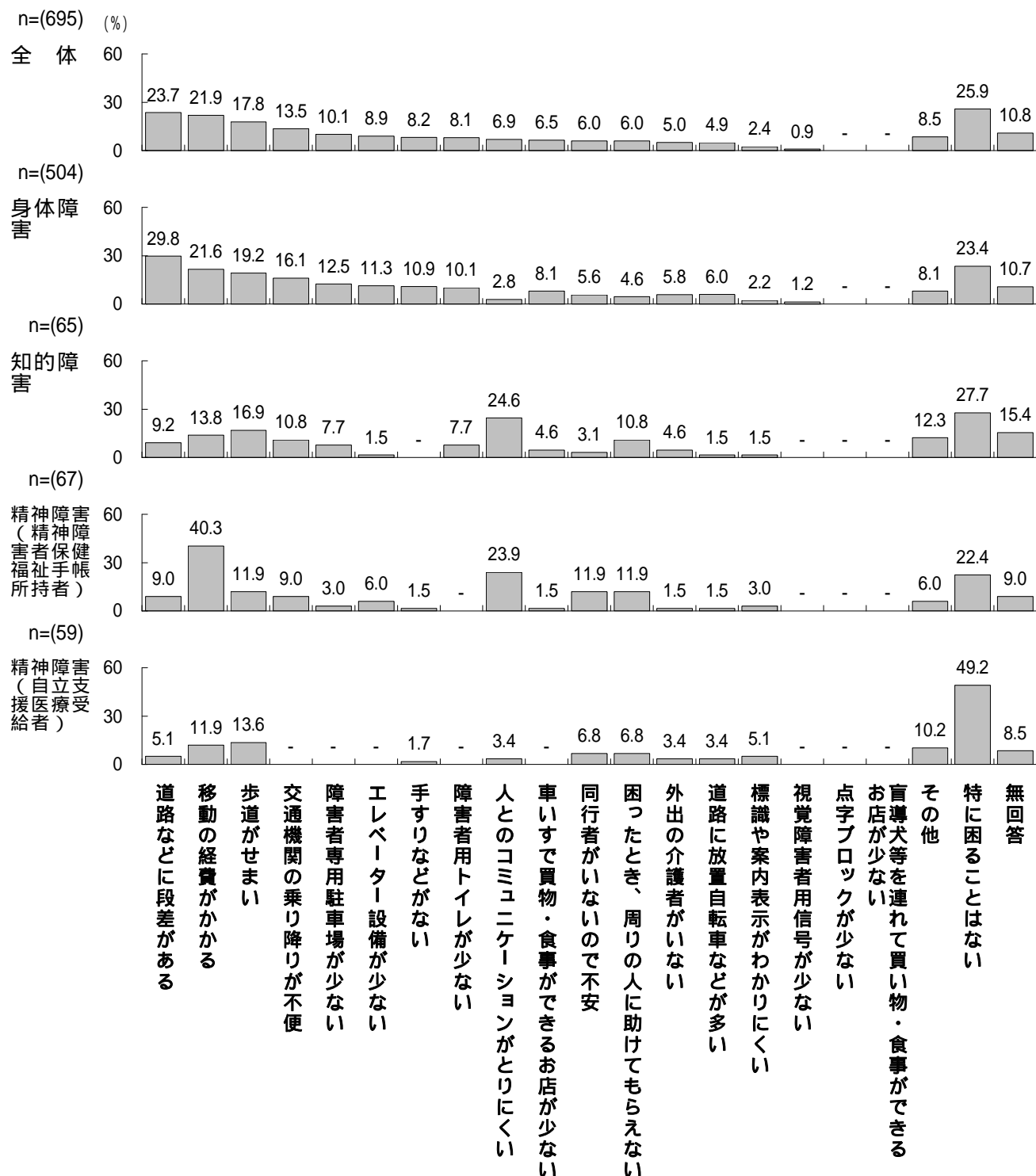
(2) 相談で行ってほしいこと



相談で行ってほしいことは、いずれの障害区分でも「どこで、どんな相談ができるか分かりやすくしてほしい」が1割台で最も多くなっています。この他、知的障害と精神障害では「身近なところで相談できるようにしてほしい」や「専門家による相談をもっと実施してほしい」も比較的多くなっています。

外出について

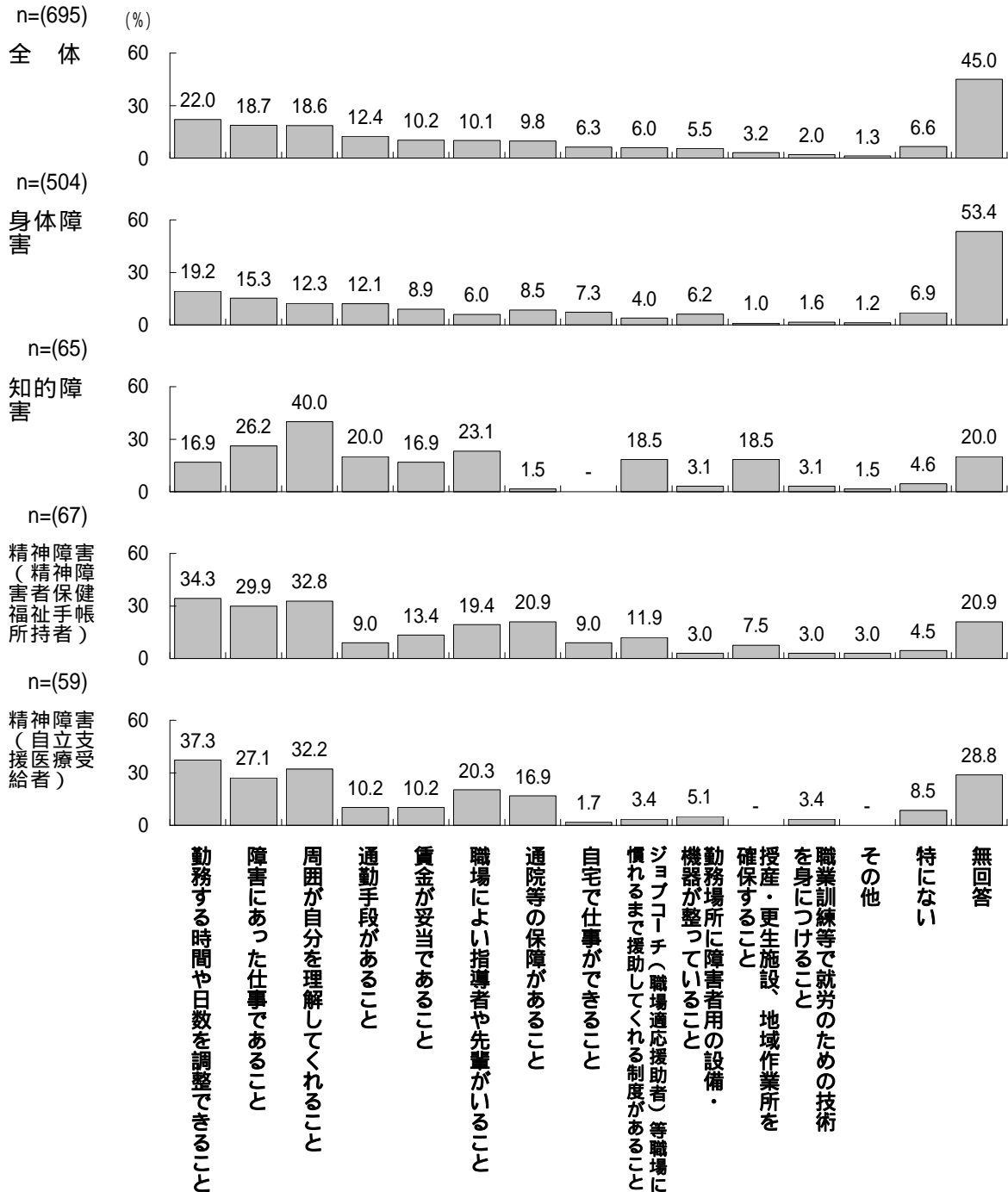
(1) 外出する上で特に困ること



外出する上で特に困ることは、身体障害では「道路などに段差がある」が29.8%で最も多く、「移動の経費がかかる」、「歩道がせまい」が2割前後で続いています。知的障害では、「人とのコミュニケーションがとりにくい」が24.6%で多く、精神障害（手帳所持者）では「移動の経費がかかる」が40.3%と特に多くなっています。

就労について

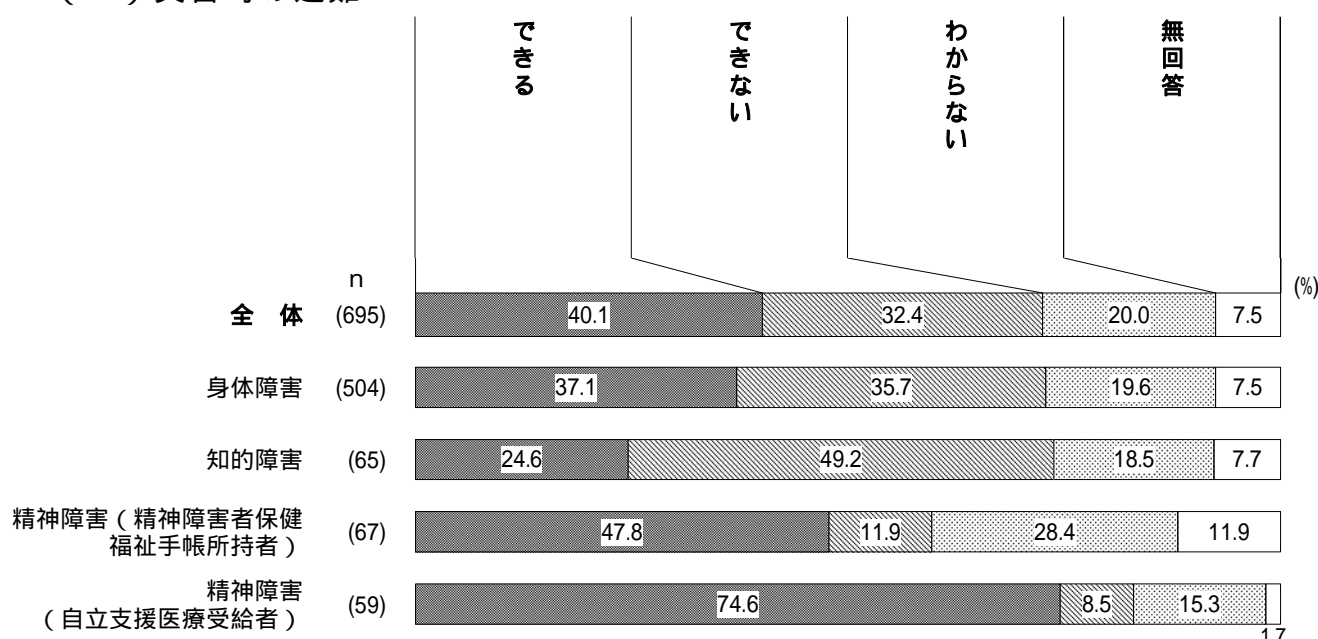
(1) 障害のある人が働くために必要な環境



就労環境への要望は、全体では、「勤務する時間や日数を調整できること」が22.0%で最も多く、「障害にあった仕事であること」、「周囲が自分を理解してくれること」が2割弱で続いています。障害別でみると、知的障害では周囲の理解・職場の人間関係に関する項目が、精神障害では勤務日等の調整が特に多くあげられています。また、知的障害からは「授産・更生施設、作業所を確保すること」も18.5%と比較的多くあげられています。

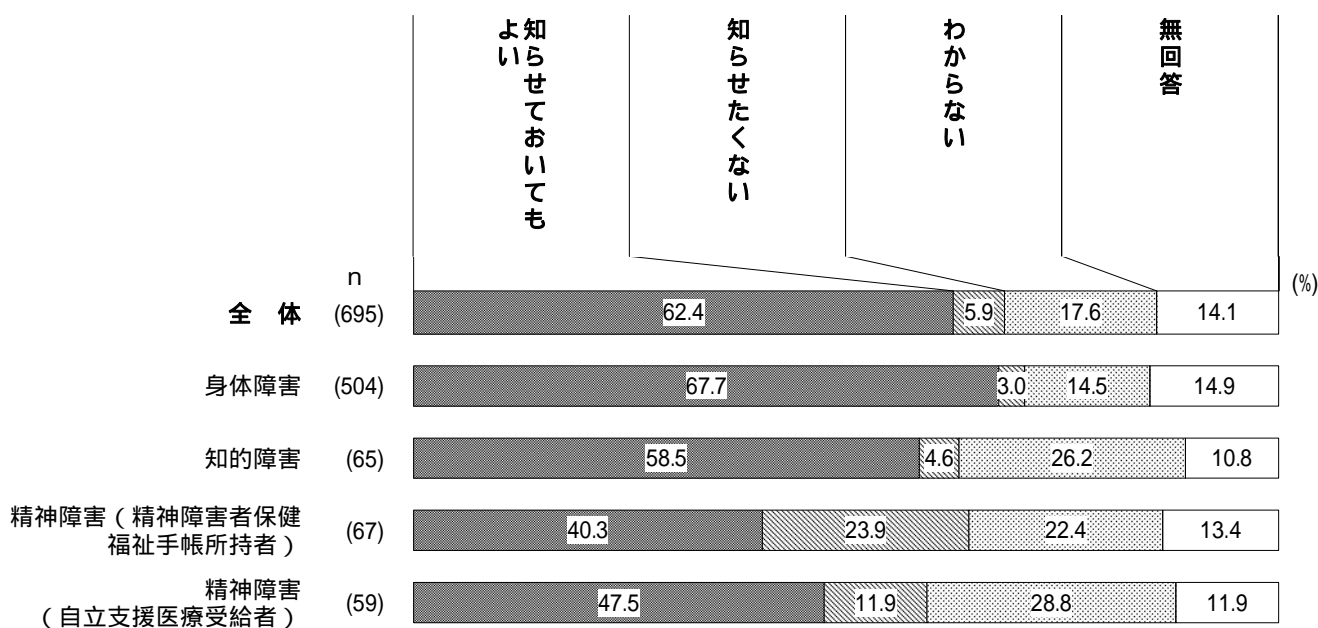
災害について

(1) 災害時の避難



災害時の避難では、全体では「できる」が40.1%、「できない」が32.4%となっています。精神障害では「できる」が「できない」を上回っていますが、身体障害ではほぼ二分、知的障害では「できない」の方が多くなっています。

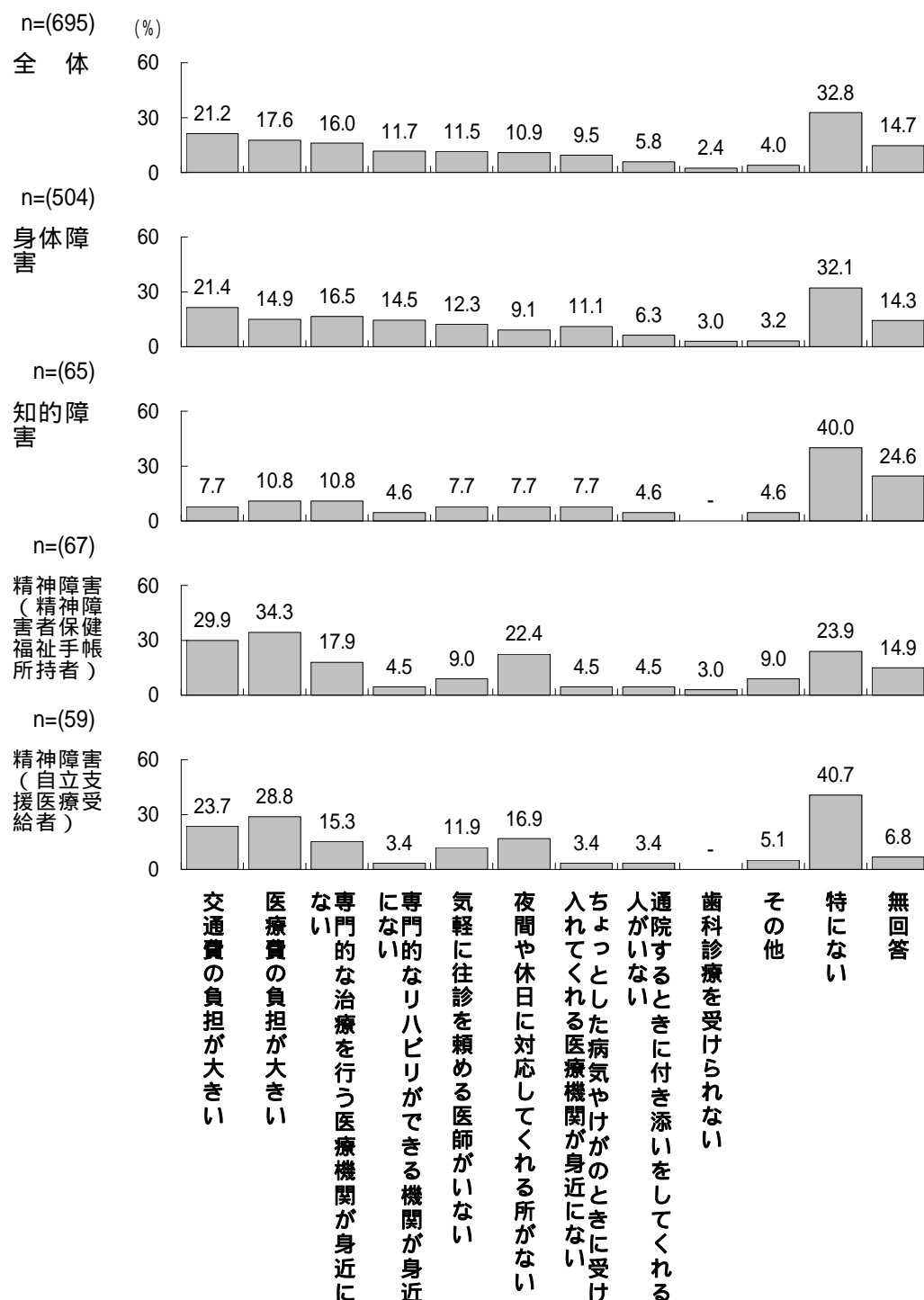
(2) 災害時に備えて住所・氏名・連絡先等を事前に知らせることの可否



災害時に備えて住所・氏名・連絡先等を事前に知らせることの可否をみると、各障害で「知らせしておいてもよい」が多く、身体障害では67.7%、知的障害では58.5%と半数以上となっています。一方、精神障害ではやや低く4割台となっています。

保健・福祉について

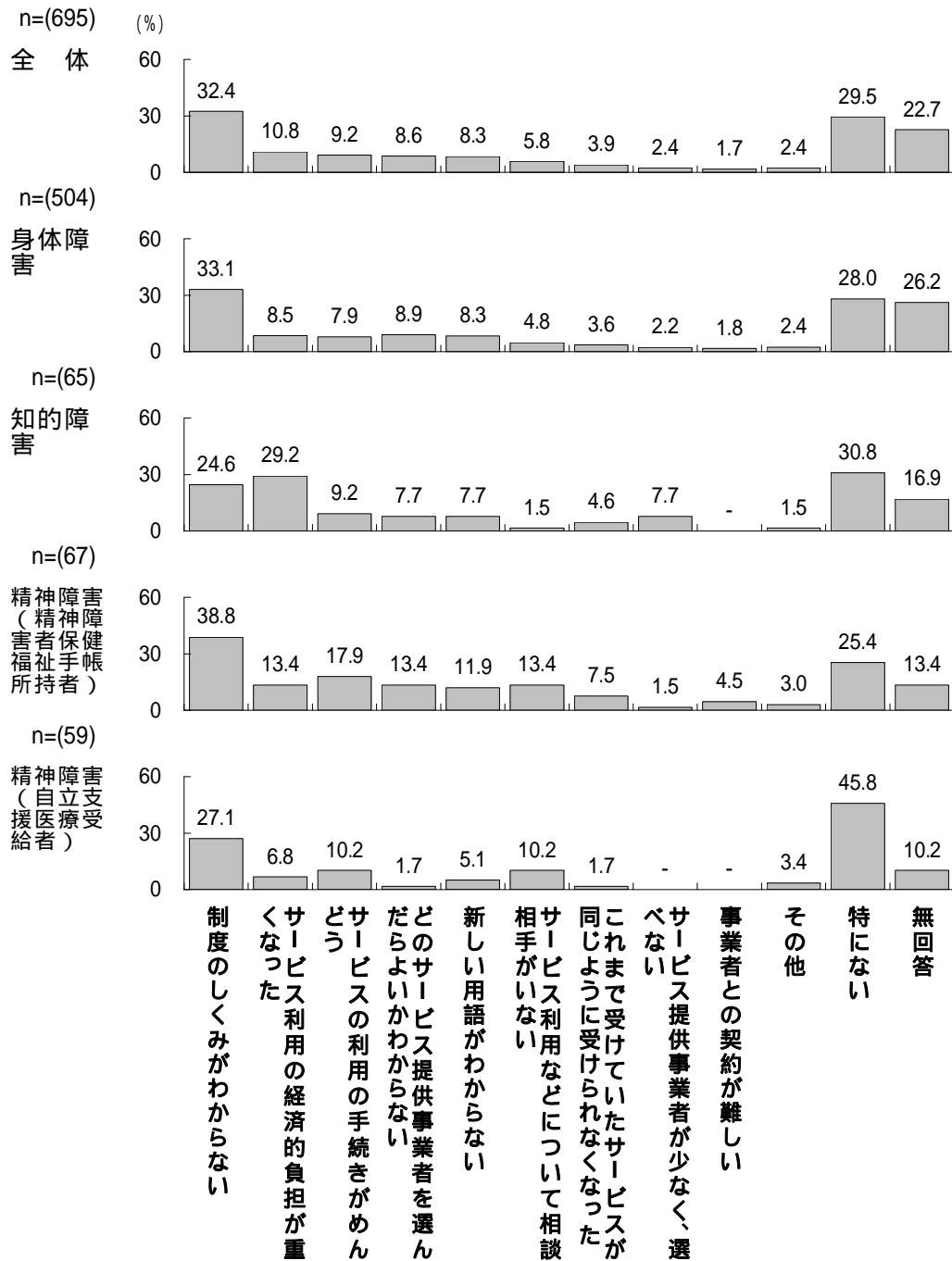
(1) 医師の診療や定期健診、リハビリを受ける際に困っていること



医師の診療や定期健診、リハビリを受ける際に困っていることは、いずれの障害も「特にな

この他、精神障害では「医療費の負担が大きい」が多く、また、精神障害（手帳所持者）からは「夜間や休日に対応してくれる所がない」が22.4%と比較的多くなっています。

(2) 障害者自立支援法の福祉サービスになって困っていること

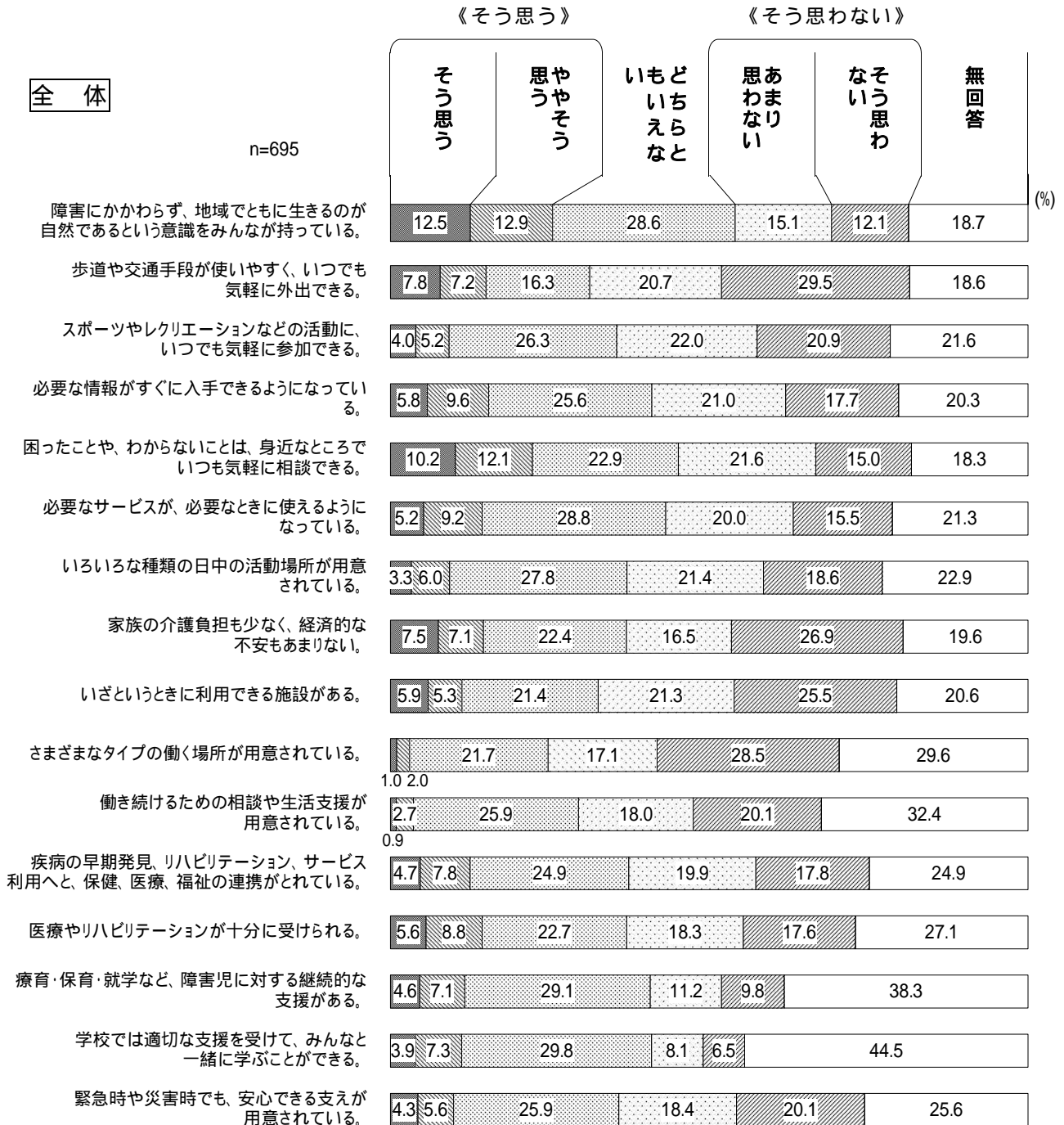


障害者自立支援法の福祉サービスになって困っていることでは、全体では「制度のしくみがわからない」が32.4%で最も多く、「サービス利用の経済的負担が重くなった」が10.8%で続いています。

いずれの障害でも「制度のしくみがわからない」は多くなっていますが、特に身体障害と精神障害では最も多くあげられています。知的障害では「サービス利用の経済的負担が重くなった」(29.2%)、「制度のしくみがわからない」(24.6%)の2項目が2割台で多くなっています。

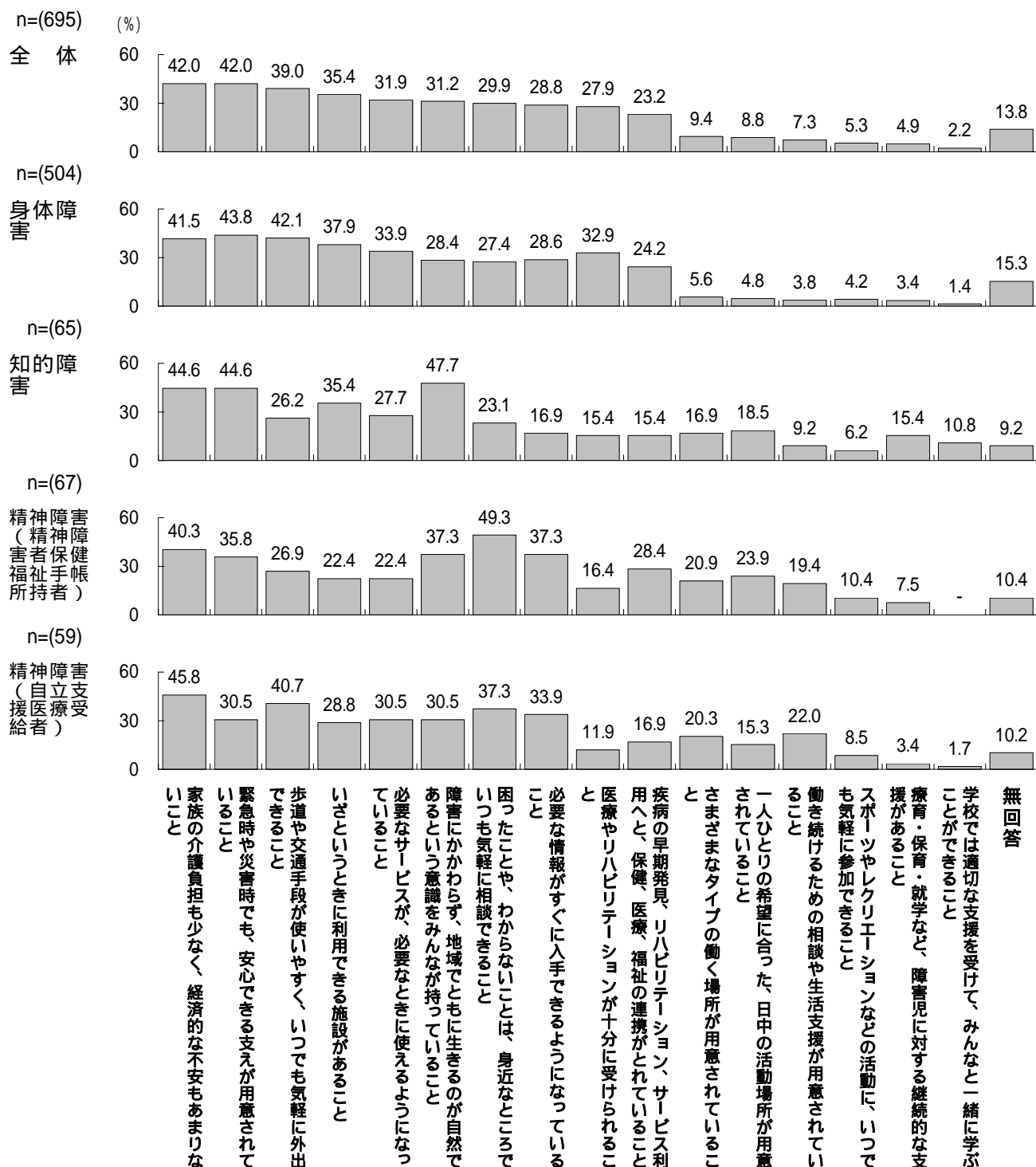
町の状況と要望について

(1) 葉山町の現状について



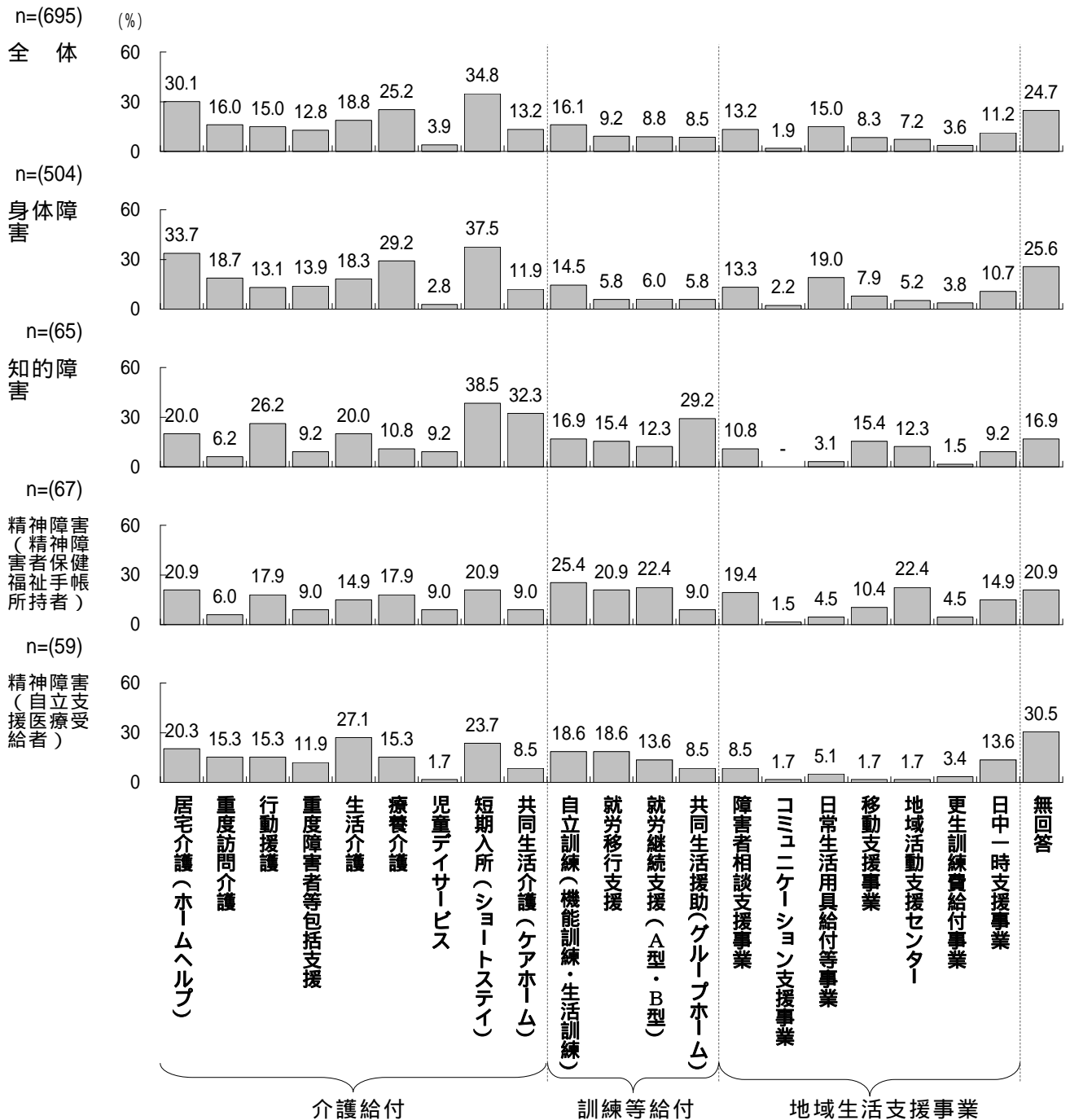
葉山町の現状について、上記の16項目について聞いたところ、すべての項目で《そう思わない》(「そう思わない」+「あまり思わない」の合計)が、《そう思う》(「そう思う」+「ややそう思う」の合計)を上回っています。特に、「歩道や交通手段が使いやすく、いつでも気軽に外出できる。」では5割、「いざというときに利用できる施設がある。」「さまざまなタイプの働く場所が用意されている。」「家族の介護負担も少なく、経済的な不安もあまりない。」「スポーツやレクリエーションなどの活動に、いつでも気軽に参加できる。」「いろいろな種類の日中の活動場所が用意されている。」で4割台となっています。

(2) 葉山町で今後特に充実すべきだと思うもの



葉山町で今後特に充実すべきだと思うものは、全体では「家族の介護負担も少なく、経済的な不安もあまりないこと」、「緊急時や災害時でも、安心できる支えが用意されていること」、「歩道や交通手段が使いやすく、いつでも気軽に外出できること」が上位3項目となっています。いずれの障害でもこれらの項目は上位にあげられています。知的障害では「障害にかかわらず、地域でともに生きるのが自然であるという意識をみんなが持っていること」(47.7%)が、精神障害では、「困ったことや、わからないことは、身近なところでいつも気軽に相談できること」(49.3%)が最も多くなっています。

(3) 葉山町に今後特に充実してほしい福祉サービス



葉山町に今後特に充実してほしい福祉サービスは、全体では「短期入所（ショートステイ）」（34.8%）と「居宅介護」（30.1%）が特に多くなっています。

各障害別にみると、身体障害では「短期入所」、「居宅介護」、「療養介護」などの介護給付が比較的多くなっています。

知的障害では「短期入所」、「共同生活介護（ケアホーム）」、「共同生活援助（グループホーム）」などの施設利用への要望が多くなっています。

精神障害（手帳所持者）では「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」や「就労継続支援（A型・B型）」といった訓練等給付への要望が比較的多くなっています。一方、精神障害（通院医療受給者）では「生活介護」や「短期入所」への要望が多くなっています。

自由記述のまとめ

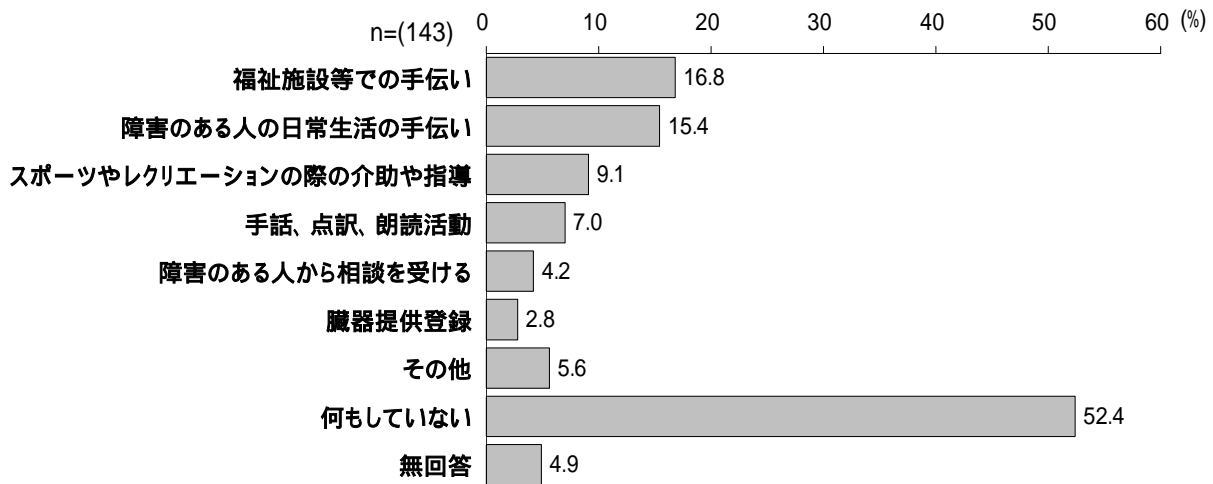
	全体	身体障害	知的障害	精神障害(精神障害保健福祉手帳所持者)	精神障害(自立支援医療費受給者)
保健・医療等	16	9	5	1	1
医療機関の充実をしてほしい	7	5	1	-	1
医療費の補助、無料化を願いたい	6	3	2	1	-
自助努力も必要だ	1	1	-	-	-
発達障害児等への対応体制が必要だ	2	-	2	-	-
在宅生活を支えるサービス	40	24	9	6	1
経済的支援(手当・サービス費・医療費・補装具費)	17	12	2	2	1
在宅福祉サービスの充実をしてほしい	12	7	2	3	-
介護者のケアをしてほしい	2	2	-	-	-
障害に応じたサービスの提供が必要だ	2	2	-	-	-
介護機関に携わる人材の意識向上	1	1	-	-	-
親亡きあとの生活の支援を考えてほしい	5	-	5	-	-
精神的ケアのサービスも提供してほしい	1	-	-	1	-
日中活動の場の充実	11	9	0	2	0
移動のための支援や交通網の充実をしてほしい	10	9	-	1	-
活動や遊びの場の充実をしてほしい	1	-	-	1	-
暮らしの場の確保	22	14	7	0	1
施設サービスの充実・増設をしてほしい	10	9	1	-	-
ケアホーム・グループホーム等の充実・増設をしてほしい	8	4	4	-	-
町営・公営住宅の確保をしてほしい	3	1	2	-	-
施設入所は町民を優先にしてほしい	1	-	-	-	1
相談と情報提供の充実	23	17	2	0	4
積極的な情報提供が必要だ	19	15	-	-	4
相談体制の充実をしてほしい	3	1	2	-	-
福祉にも公金が使われていることを自覚してもらうようにする	1	1	-	-	-
雇用・就労の促進	10	4	3	3	0
就労支援の場が少ない	6	2	2	2	-
雇用の場を拡大してほしい	2	2	-	-	-
授産施設の賃金の見直しをしてほしい	1	-	1	-	-
地域作業所が狭い	1	-	-	1	-

	全体	身体障害	知的障害	精神障害(精神障害保健福祉手帳所持者)	精神障害(自立支援医療費受給者)
保育・教育の充実	1	0	1	0	0
健全児との交流促進を願いたい	1	-	1	-	-
スポーツなどへの参加促進	2	2	0	0	0
スポーツ参加の機会の確保をしてほしい	2	2	-	-	-
障害者理解の推進	4	3	0	1	0
障害者理解の啓発活動の推進をしてほしい	4	3	-	1	-
福祉のまちづくり	14	12	0	2	0
道路・歩道の整備、ベンチ、トイレの設置等を願いたい	10	8	-	2	-
バリアフリー・ユニバーサルデザインの導入が必要	4	4	-	-	-
防犯・防災や救急について	9	7	1	0	1
緊急通報システム等の確立をしてほしい	4	4	-	-	-
災害時の救援・特別避難所の設置をしてほしい	3	3	-	-	-
防災無線が聞き取りづらい	-	-	1	-	-
精神障害児の犯罪を未然に防いでほしい	-	-	-	-	1
行政への要望・意見	45	24	9	7	5
職員の対応や意識・知識の向上が必要だ	11	8	1	1	1
他市に負けないような障害者施策を願いたい	10	6	4	-	-
各種保険料や税金が負担である	5	3		1	1
各種手続きの簡素化・柔軟化を願いたい	5	2	1	1	1
障害者自立支援法の改善・廃止を願いたい	8	2	2	3	1
福祉行政の見直し・改革を願いたい	2	2	-	-	-
要介護認定の基準があいまい	1	1	-	-	-
等級の見直しをお願いしたい	1	-	1	-	-
財政確保の努力が必要だ	1	-	-	1	-
障害福祉にも介護保険にも該当しない人にも支援を願いたい	1	-	-	-	1
その他	33	21	3	4	5
調査結果の公表、計画に反映してほしい	15	10	3	-	2
その他	18	11	-	4	3
合 計	230	146	40	26	18

一般市民の調査結果概要

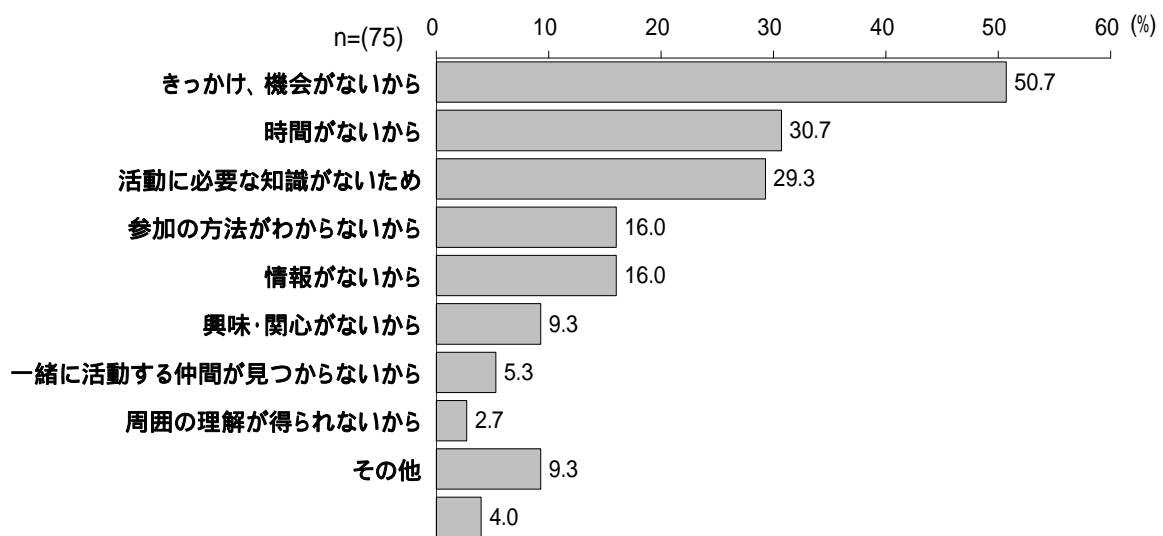
ボランティア活動等の現状

(1) ボランティア活動の経験



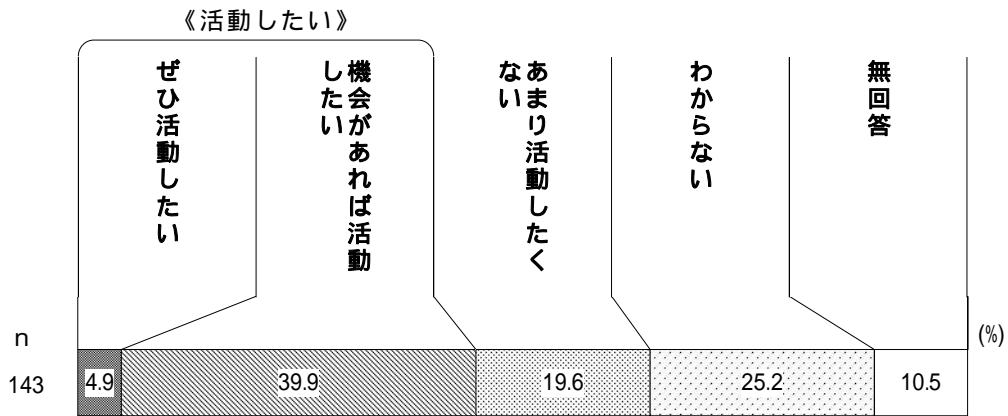
ボランティア活動の経験は、「何もしていない」が52.4%と多くなっていますが、活動の経験のある中でみると、「福祉施設等での手伝い」(16.8%)、「障害のある人の日常生活の手伝い」(15.4%)が1割台となっています。

(2) ボランティア活動を何もしていない理由



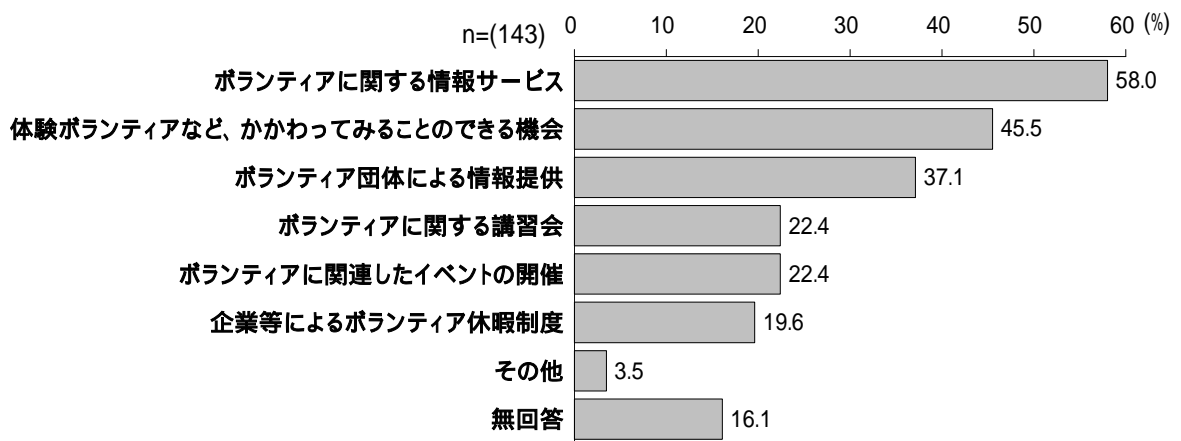
ボランティア活動を何もしていない理由は、「きっかけ、機会がないから」が50.7%で最も多く、以下、「時間がないから」(30.7%)、「活動に必要な知識がないため」(29.3%)が3割前後、「参加の方法がわからないから」と「情報がないから」(ともに16.0%)が1割台で続いています。

(3) 今後のボランティア活動の希望



今後のボランティア活動の希望は、「ぜひ活動したい」は4.9%と少ないですが、これに「機会があれば活動したい」(39.9%)と合わせた《活動したい》は44.8%となっています。

(4) ボランティア活動に参加するために必要なこと



ボランティア活動に参加するために必要なことは、「ボランティアに関する情報サービス」が58.0%で最も多く、「体験ボランティアなど、かかわってみることのできる機会」(45.5%)、「ボランティア団体による情報提供」(37.1%)、「ボランティアに関する講習会」と「ボランティアに関連したイベントの開催」(ともに22.4%)などが続いています。

自由記述のまとめ

内 容	件 数	内 容	件 数
在宅生活を支えるサービスの充実	4	福祉のまちづくり	6
在宅福祉サービスの充実をしてほしい	2	どこへでも出かけていけるようなオープンなまちづくりを願いたい	3
経済的支援をしてほしい	1	道路・歩道の整備等歩きやすい街づくりにしてほしい	2
介護者の支援も必要ではないか	1	高齢でひとり暮らしでも安心して暮らせるまちにしてほしい	1
日中活動の場の充実	8	行政への要望・意見	13
移動支援・交通網の充実をしてほしい	5	税金の有効的な運用をしてほしい	3
活動や遊びの場の充実をしてほしい	3	専門職員の導入や柔軟な連携体制など職員のレベルアップが必要	2
暮らしの場の確保	2	わかりやすく利用しやすい制度にしてほしい	2
入所施設の拡張や増設で待機者を減らしてほしい	1	実態を把握し、必要な福祉の提供をしてほしい	2
施設入所は町民を優先にしてほしい	1	施設の有効活用(建てて終わりではなく)	1
相談と情報提供の充実	8	手厚い福祉にはそれだけのお金がかかることもアナウンスが必要	1
積極的な情報提供が必要だ	7	NPOの発展のための支援財源の確保	1
相談体制の充実をしてほしい	1	お年寄りと子どもの交流の場がない	1
雇用・就労の促進	2	認定審査の迅速化、申請手続きの充実	1
雇用の場の拡大をしてほしい	2	(高齢者の)行政参画機会の提供をしてほしい	1
スポーツなどへの参加促進	1	その他	8
スポーツ設備の整備をしてほしい	1	調査の手法、施策に反映してほしい	4
障害者理解の推進	2	その他	4
障害者理解の啓発活動の推進をしてほしい	2		
合 計			54

8 アンケート調査結果の概要（事業所・地域作業所）

計画策定にあたり、葉山町の障害のある人が利用する障害福祉サービスの事業所や地域作業所を対象に、アンケートや聞き取り調査を実施しました。その主な結果は以下のとおりです。

障害福祉サービス事業所は20年8月請求分、地域作業所は町が把握している事業所を対象としています。

調査対象

1．障害福祉サービス事業所（46箇所）

えいむ	七沢第二更生ホーム
かまくら ふれんず	社会福祉法人 富士旭出学園 富士明成園
グループのびのび	社会福祉法人清光会 清光園
ジャストサイズ	社会福祉法人相模福祉村 たんぼぼの家通所
ジャストサイズ一色	重度神奈川後保護施設
ショートステイゆう	小さき花の園
すぎな会生活ホーム	松下園
たけのこ会介助派遣センター	支援センター 凧
フロムワン福祉園	障害者生活支援センター 鎌倉清和
ぽこ・あ・ぽこ	新星
もやい	神奈川県立三浦しらとり園
ユーカリハウス	身体障害者療護施設シャローム 浦上台
リサイクルショップ カモミール	足柄療護園
ワーカーズ・コレクティブたすけあいハート	大和根旭出福祉園
横須賀ヘーメット通所部	知恵の光荘
横須賀市立福祉援護センター 第1かがみ田苑	知的障害者更生施設やすらぎの園
海風学園	白根学園成人寮
鎌倉清和園	白根学園第二成人寮
鎌倉由比	福) 神奈川県済生会金沢若草園
薫風学園	有限会社 猫の手
工房ひしめき	葉山はばたき
紅梅学園	葉山町社協 介護サービスセンター
児童デイサービス ピュア	清光ホーム

2．地域作業所（5箇所）

Workshop レスカル	たけのこ会共同作業所
すぺーす・れざみ	作業所 トントン
倶楽部道	

障害福祉サービス事業所の調査結果概要

障害者の範囲について

障害者自立支援法は、発達障害や難病、高次脳機能障害等の障害のある人からは、制度の対象外となり必要な支援が受けられないという指摘がありますが、このことについて伺います。

問1 当事者（家族を含む）等から同様の指摘を受けたことがありますか。

はい(7) ・ いいえ(22)

問2 現在の「障害者の範囲」について適切であると考えますか。

適切でない(17) ・ 適切(1) ・ どちらともいえない(11)

問3 対象に加えるべき「障害者の範囲」には、次のどれが該当すると考えますか。

(複数回答)

発達障害(17) ・ 難病(11) ・ 高次脳機能障害(14)

利用者負担について

自立支援法が施行され原則1割負担が導入されましたが、利用者からは、利用者負担を理由に、サービス利用を抑制したり、中止しなければならなくなったとの声が聞かれます。国においては、利用者負担の上限額を定めるなど低所得者対策を講じていますが、このことについて伺います。

問1 当事者（家族を含む）等から同様の指摘を受けたことがありますか。

はい(19) ・ いいえ(10)

問2 現行の「利用者負担」の仕組みについて、どう考えますか。

現行制度をそのまま維持すべき	(0)
現行制度を基本的に維持しつつも、更なる低所得者対策を講じるべき	(6)
現行の負担率(原則1割)を引き下げるべき	(4)
応能負担を原則とした利用者負担の仕組みに見直すべき	(19)
その他	(2)

障害者程度区分認定の調査項目について分認定の認定項目について

現行の障害程度区分認定の判定については、特に、知的障害や精神障害のある当事者や、これらの方々を支援する事業者から、実際の介護度に比べ低く判定されることが多いため認定調査項目の見直しを行うべきとの指摘がありますが、このことについて伺います。

問1 当事者（家族を含む）等から同様の指摘を受けたことがありますか。

はい(23) ・ いいえ(6)

問2 現行の「認定調査項目」について、適切であると考えますか。

適切でない(26) ・ 適切(1) ・ どちらともいえない(2)

問3 「認定調査項目」について今後どのように見直すべきと考えますか。(複数回答可)

全く異なる尺度を用いて3障害共通の認定調査項目を設定し直すべき (5)
 それぞれの障害ごとに別々の認定調査項目を設定すべき (17)
 現行の3障害共通の認定調査項目を基本としつつ、それぞれの障害特性を反映した項目を追加すべき (5)
 その他 (2)

市町村が特に充実すべきことについて

問1 今後、市町村が特に充実するべきだと思うものはどれですか。(は5つまで)

充実すべきこと	件数
障害にかかわらず、地域でともに生きるのが自然であるという意識をみんなが持っている。	12
歩道や交通手段が使いやすく、いつでも気軽に外出できる。	5
スポーツやレクリエーションなどの活動に、いつでも気軽に参加できる。	0
必要な情報がすぐに入手できるようになっている。	9
困ったことや、わからないことは、身近なところでいつでも気軽に相談できる。	10
必要なサービスが、必要なときに使えるようになっている。	24
いろいろな種類の日中の活動場所が用意されている。	8
家族の介護負担も少なく、経済的な不安もあまりない。	13
いざというときに利用できる施設がある。	9
さまざまなタイプの働く場所が用意されている。	6
働き続けるための相談や生活支援が用意されている。	5
疾病の早期発見、リハビリテーション、サービス利用へと、保健、医療、福祉の連携がとれている。	15
医療やリハビリテーションが十分に受けられる。	4
療育・保育・就学など、障害児に対する継続的な支援がある。	12
学校では適切な支援を受けて、みんなと一緒に学ぶことができる。	2
緊急時や災害時でも、安心できる支えが用意されている。	7

問2 今後、市町村が特に充実するべきだと思う福祉サービスはどれですか。

(は5つまで)

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	5
	重度訪問介護	14
	行動援護	4
	重度障害者等包括支援	2
	生活介護	6
	療養介護	5
	児童デイサービス	3
	短期入所（ショートステイ）	17
	共同生活介護（ケアホーム）	14
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	5
	就労移行支援	3
	就労継続支援（A型・B型）	5
	共同生活援助（グループホーム）	14
地域生活支援事業	障害者相談支援事業	13
	コミュニケーション支援事業	0
	日常生活用具給付等事業	2
	移動支援事業	11
	地域活動支援センター	8
	更生訓練費給付事業	0
	日中一時支援事業	9

行政への要望について

サービス充実への要望

- ・ケアホームの充実
- ・身近なところでレスパイトできるように短期、日中一時の充実
- ・短期入所の場がない（重度）
- ・医療的ケアのサービスメニューが少ない
- ・移動支援の学校送迎や在宅サービス利用、2人介助を認めてほしい。利用者負担の市町村格差の是正
- ・幼児期、学童期、青年期、壮年期、老年期を繋ぐための、相談支援機関や地域支援センターの充実が必要である。
- ・地域生活支援事業の充実（各自治体が特色を生かしてほしい）

制度の見直しへの要望

- ・利用者が安定した地域生活が送れることに相反した法律で疑問が残る。
- ・施設での生活を希望する利用者の現状や気持ちが反映されていない。障害の程度に関わらず地域で生活するよりも施設で安心した生活を希望する人もたくさんいる。
- ・障害程度区分の認定項目、判定項目の見直しとともに、区分ごとの利用制限や区分判定結果の地域間格差の是正
- ・利用者負担の応益負担から応能負担への変更、更なる低所得者対策を講じるべき
- ・市町村の経済状態によりサービスの質や量が異なるなど、格差是正を国に訴えてほしい。
- ・報酬算定を日割から月割に、利用者の1割負担の廃止
- ・年金2級の方は仕事ができなければホームでの生活は生活保護以外になく、社会保障の抜本的見直しを望む。（障害基礎年金のみでの地域生活は金銭的に厳しい。）

行政への要望

- ・福祉の充実を図るために事業者への運営に対する支援を望む
- ・他市町村の事業所でのサービスを利用するなら、事業所所在地の市町村と同じ内容の補助を考えて欲しい。
- ・地域移行の推進を図るため、先進自治体では訓練給付や家賃補助を設けるなど独自の取り組みを進めており、具体的な支援策を検討して欲しい。
- ・重症児者の増加により、職員配置強化の必要性や送迎費用の増大など、事業の存続にも影響が出る状況で、市町村の単独支援や給付単価の引き上げを図って欲しい。
- ・家賃補助を望む
- ・役場にいけない、制度を知らない、書類の書き方がわからないなど、申請ができない人の支援や方法を考えて欲しい。
- ・ケアマネジメントの実践により地域の住民としての生活実現を支援してほしい。
- ・障害者専門ケアマネージャーの設置

地域作業所の聞き取り調査結果概要

活動内容について

事業所名	作業内容
Workshopレスカル（精神）	<ul style="list-style-type: none">・ 業者への個人派遣・ 市役所からのテーブル起こし業務・ 学習会、パソコン教室 など
すぺーす・れざみ（精神）	<ul style="list-style-type: none">・ 弁当作りと配達（鎌倉市役所内で弁当販売）
倶楽部道（精神）	<ul style="list-style-type: none">・ 道の市（ガレージで地方の物産を販売）・ 清掃の受注業務・ 惣菜作り・ パステル画教室と作品のレンタル・ 空き部屋のレンタル（地域に開放）
たけのこ会共同作業所（身体）	<ul style="list-style-type: none">・ 個人プログラム（金銭の管理、字を書く練習、パソコン操作、携帯電話の操作、車椅子の操作）・ 自主製品の作成販売（古切手を使ったペン立て、七宝焼きなどをバザーで販売）・ 宿泊訓練
作業所トントン（精神）	<ul style="list-style-type: none">・ 自主製品の販売（機織、ビーズ、クロスステッチ、カード入れ、布巾などをバザー、役場等で販売）・ 受注作業（カレンダー、しおり）・ 「ぱど」のポスティング

作業所利用に至るまでの経路について

鎌倉保健所管内の精神障害者地域作業所は、鎌倉保健福祉事務所（鎌倉保健所）の生活指導教室をへて、ケースワーカーにより紹介を受け利用につながることが多くありましたが、平成14年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正による市町村への事務委譲が行われた後は徐々にネットワークの形が変化し、医療機関からの紹介や相談支援事業者、他の作業所、自分で探しに来るなど、作業所に至るまでの経路も大きく変わってきています。

利用者支援や作業所運営の課題について

- ・精神障害者の場合、必ずしも日々の積み重ねが成果をあげるとは限らない。
一人ひとりの見極めが難しい。
- ・作業所の設置に当たり拠点の貸し手が見つからず、多くは当事者の家族、法人関係者の所有するアパート等を借りている。また、主に住宅地に囲まれた地域に拠点を設ける場合、近隣住民からの反対や不安の声が寄せられ、説明や日頃のマナー、交流等を通して理解を図っている。（地域の理解）
- ・利用者の作業を確認しながらもう一方で利用者の相談を聞くということがある。
十分な支援を行うためにはスタッフの増員が必要。
- ・作業所から自宅に帰って親を介護している利用者がいる。
親の高齢化が進んでおり、世帯全体単位に支援を考える必要性を感じる。
- ・親と同居していることが本人の自立の妨げになるケースが非常に多い。
自立生活のための住居の場の確保に向け、公営住宅やアパートの家賃の補助が必要。
- ・突然休んでしまう利用者が多く、受注作業では穴が開いてしまい、スタッフで穴埋めすることがある。
- ・障害に対して家族の理解が得られない利用者が多いため、家族に対する啓発が必要だと感じる。
- ・工賃アップを図りたいが仕事がなかなか受注できない。
- ・親が高齢化したときに施設に入りたくないと思う利用者がほとんどであり、グループホーム等での1人暮らしのためのトレーニングが必要。

行政への要望について

- ・行政から仕事を発注して欲しい。
- ・補助金の増額を強く希望する。
- ・行政の相談窓口の一元化（ワンストップ）を希望する。
- ・新体系に移行しない作業所の存続を支援して欲しい。
- ・親元から離れる経験を積むための、短期入所の充実
- ・作業所の実態をよく知ってもらい、それに見合った補助をして欲しい。
- ・公営住宅の障害者優遇措置、親亡き後の障害者の住居サポート
- ・1人暮らし障害者の家賃補助や公営住宅の家賃補助をして欲しい。
- ・広い拠点に移りたいので支援して欲しい。
- ・精神障害の特徴として、通所日数が安定せず報酬算定の日割制は事業になじまないことを国に訴えてほしい。

9 葉山町自立支援協議会の意見の概要

平成22年12月に公布された整備法により、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めることが望ましいとされています。この整備法の施行は平成24年4月ですが、葉山町では改正の趣旨を踏まえ「葉山町障害者福祉計画」の策定にあたり、自立支援協議会から以下のご意見を頂き、計画に反映しています。

- 1 気軽に相談できる相談体制の充実について
地元の社会資源を把握するためにも、身近な場所（町内）に相談支援事業所があることが望ましい。
複合ケースへの対応方法の検討（福祉、医療、生保など関係機関の連携体制の構築）。
触法行為があった場合の、病院や警察との連携の強化。
相談の導入部（インテーク）、ケアマネジメント及び緊急時対応について、関係機関内で役割分担する必要がある。
ケアマネジメントはサービス提供事業者でも対応が可能であるため、これらの活用。
相談支援の一環として、アウトリーチ（訪問）ができることが必要。
相談支援事業は、平成24年4月の法改正に向けた体制整備も検討しなければならない。
障害児の相談支援に関する検討が抜けている。あり方は計画に載せる必要がある。
児童は、ライフステージに沿った相談支援が必要。
地域ニーズについては、担当者で構成する相談支援連絡会等により、情報の共有と連携を図る。
- 2 誰もが働ける就労支援体制の整備について
利用者のステップアップのために、就労支援事業所間での連携が必要。
ニーズのデータ化、ネットワーク化による関係機関の情報共有が必要。
事業所は、利用者がどのような形態の就労に就くのが現実的であるかのアセスメントを行うことが大事。
事業所の参入を促すためにも、就労ニーズをデータ化するなどの政策誘導が必要。
就労は広域対応になるため、圏域自立支援協議会などでも検討していくことが必要。
- 3 暮らしやすい生活の場の確保について
日中活動事業所あるいはCH/GH事業所が参入しやすいような政策誘導が必要。
そのためには、障害児者に関するデータなどがあると事業所は参入しやすい。
定住型と短期型のGHを別に用意するなど、利用者の障害特性等への対応も必要。
事業所の利用マップなどもあると良い。計画で示してはどうか。
- 4 福祉施設の入所者の地域生活への移行
施設入所者の地域移行は、現在の入所者の状況を把握し、平成26年度までの地域移行を目指す。
- 5 入院中の精神障害者の地域生活への移行について
精神障害者の退院促進については、人数はともかく、住まいやアウトリーチ型の相談等、くらしをサポートするという部分の検討が必要。
地域移行・定着支援事業は、来年4月から個別給付になる。事業所としては、これだけでは事業化できないため、平成24年度からの相談支援事業のあり方と一緒に検討する必要がある。
成年後見制度を確立させることは、引き受ける不動産業者等の安心につながり、アパート等の利用の促進につながるため、充実の検討が必要。
- 6 福祉施設から一般就労への移行・就労支援事業の利用について
2と共通